

濟定檢省部文

官纂編料史學大國帝京東
士博學文
著也孝村中

新體女子史

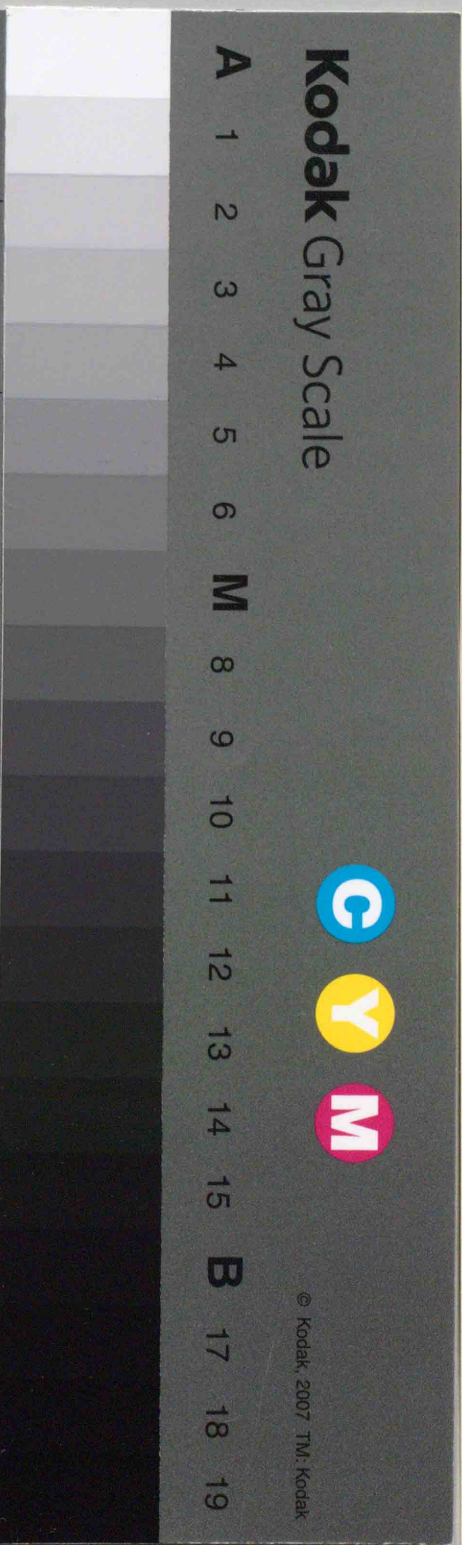
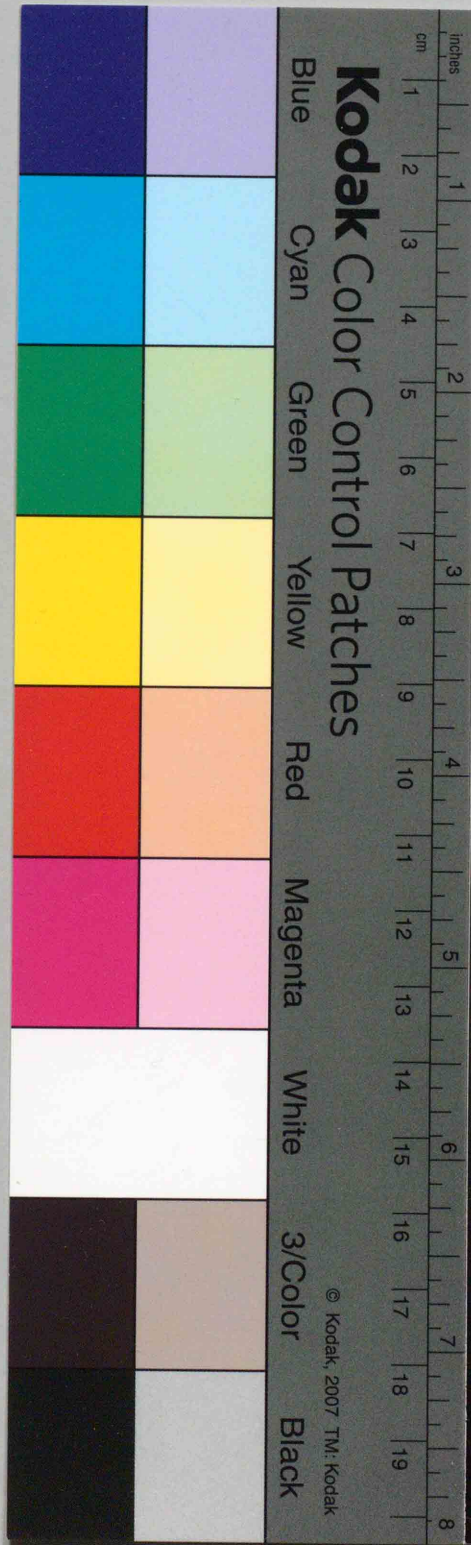
用級上



社會式株
院書國帝

4b
210
照9

教科
42-
2000



430C7

教科書文庫

4
210
42-1934
2000
73228



文部省檢定
昭和九年三月十七日
高等女學校歷史科

教科書文庫
4
210
42-1934
2000073228

資料室

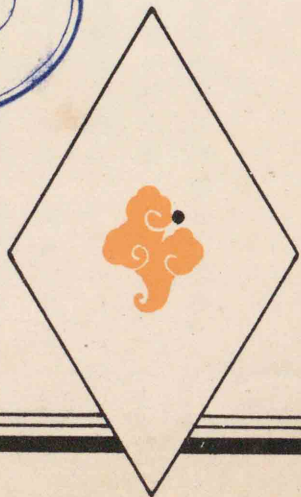
東京帝國大學
文學部
中村孝也著

女子
新體國史

上級用

広島大学図書

2000073228



株式會社
帝國書院

46
210
BB9

東京帝國大學文學部編輯
文學部
中村孝也著
新體國史

小序

新體國史上級用は、その上下二巻と相俟つて、時代の要求に最も適切なる良書として多年絶大なる讚辭を受け、全國の高等女學校に盛んに歡迎せられて今日に至つたことは、寔に望外の光榮であります。然るに最近わが國際的地位は大飛躍を遂げ、これに伴つてわが國運は、萬丈の波瀾を凌ぎつゝ、健實に發達してをります。このときに當り、明治維新以後における國運の進歩を敍し、明治天皇をはじめたてまつり、御歴代の御聖徳を明かにし、新たなる時代を正確に理解せしめ、奮つて難局に處する強き覺悟を養成せしめるのは、目下の急務であります。國史教育の負擔する任務は、益々重大を加へてゐると言はねばなりません。因つて茲に更に修正増補を施して、この重修版を刊行しました。これによつて聊か奉公の微衷を致すことが出來ますならば、著者の悦びはこの上もない次第であります。

昭和八年八月

中村孝也謹識

女子新體國

目

第一章	明治維新……………	一頁
第二章	版籍奉還 廢藩置縣……………	八
第三章	外交 歐米文化の採用……………	一一
第四章	朝鮮との關係 征韓論……………	一八
第五章	清國との關係 臺灣事件……………	二二
第六章	北海道の拓殖 千島樺太の交換……………	二六
第七章	地方の争亂 西南の役……………	二九
第八章	朝鮮京城の變 天津條約……………	三八
第九章	立憲政體の楷梯 内閣制度の創立……………	四三
第十章	憲法發布 帝國議會……………	四九
第十一章	法典編纂 條約改正……………	五二
第十二章	明治二十七八年戰役 戰後の經營……………	五七
第十三章	明治三十三年清國事變 日英同盟……………	六九
第十四章	明治三十七八年戰役……………	七四

史上級用

次

第十五章	戰後の經營 諸外國との關係……………	八六
第十六章	韓國併合……………	九一
第十七章	明治天皇の崩御 大正天皇の御即位……………	九六
第十八章	明治時代における文化の發達……………	一〇一
第十九章	世界大戰 日支條約……………	一一三
第二十章	皇太子の攝政 外國關係……………	一二一
第二十一章	昭和の大御代……………	一三二

大政奉還
王政復古
廢藩置縣
府縣制
官制改革
五ヶ條
實業政策
教育政策

序説
世界におけるわが國の地位
明治天皇宸翰
懷紙
詠水石契久
久一歌
さいれ石のいはほとならんすゑまでも五十鈴のかはのみづはにこら

國運の進歩

第一章 明治維新

子女新體國史 上級用

第一章 明治維新

詠水石契久 歌

さいれ石のいはほとならん
すゑまでも五十鈴のかはのみづはに
こら
吾良慈

序説 我等は曩に國史の大要を學び尋で東洋史と西洋史とを修めて世界におけるわが國の地位が極めて重要なものであることを知つた。振返つて見れば昔の日本は纔に朝鮮及び支那を通して東洋文化を取入れただけであり、江戸時代には殆んど國を鎖して他國と交らなかつたのに、最近わが國運が驚くべき長速の進歩を遂げ、世界列強の間に立

明治天皇御製

橿原のとほつ
みおやの宮柱
たてそめしより
國はうごかず

現在日本

國體と國民性

つて、押しも押されぬ立派な國家となつたのは、抑何に因るの
であらうか。それは萬世一系の皇室を戴ける國體と、同化力の強
い國民性とを基として、それに明治維新の大業を成された明治天

皇室の御稜威



臣民の努力

はつたからであつた。かくしてわが明治大正昭和の歴史は、全世
界に赫々たる光輝を放つに至つた。我等はこれより、この光輝あ

明治大正昭和の歴史は、全世
界に赫々たる光輝を放つに至つた。我等はこれより、この光輝あ

る臣民の努力とが加

王政復古

明治天皇

一五二七年

御踐祚

大政奉還

王政復古の大
號令



る歴史を學んで、正しき日本人となることを期するのである。

王政復古 明治維新の大業を成されたのは明治天皇でおはし

昭憲天皇太后
御踐祚あらせられた。
同年十月十四日、征夷

天皇は御名
を陸仁と申したてま

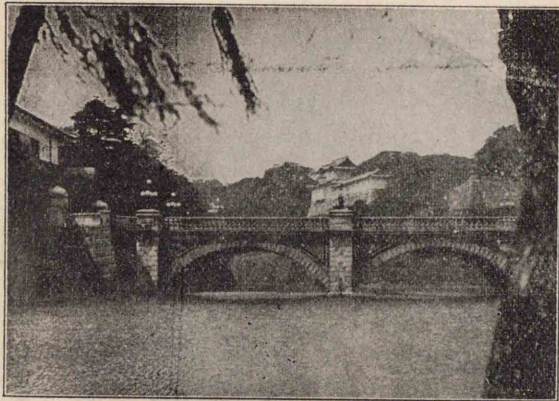
大將軍徳川慶喜が大政を奉還したから、天皇はこれを允したまひ、
同年十二月九日王政復古の大號令を發して、諸事神武天皇建國創
業の精神に基いて政を行ふべきことを宣せられ、これまで置かれ

三職の設置
總裁
議定
參與

天皇親政

五條の御誓文

た攝政關白征夷大將軍などの官職を廢し、新たに總裁、議定、參與の三職を設けて、天皇が御みづからすべての政治をみそなはすべきことを天下に告げたまひ、總裁には有栖川宮熾仁親王を任じ、議定には親王公卿諸大名の重なる人々をこれに任じ、參與には公卿及



宮城二重橋

び諸藩士の中から有爲の人を選んで、これに任じ、それら、政務に當らしめられた。源賴朝が幕府をはじめたときから、六百七十六年を経て天皇親政の古の有様に復したのであつて、世にこれを王政復古と呼んでゐる。

五條の御誓文

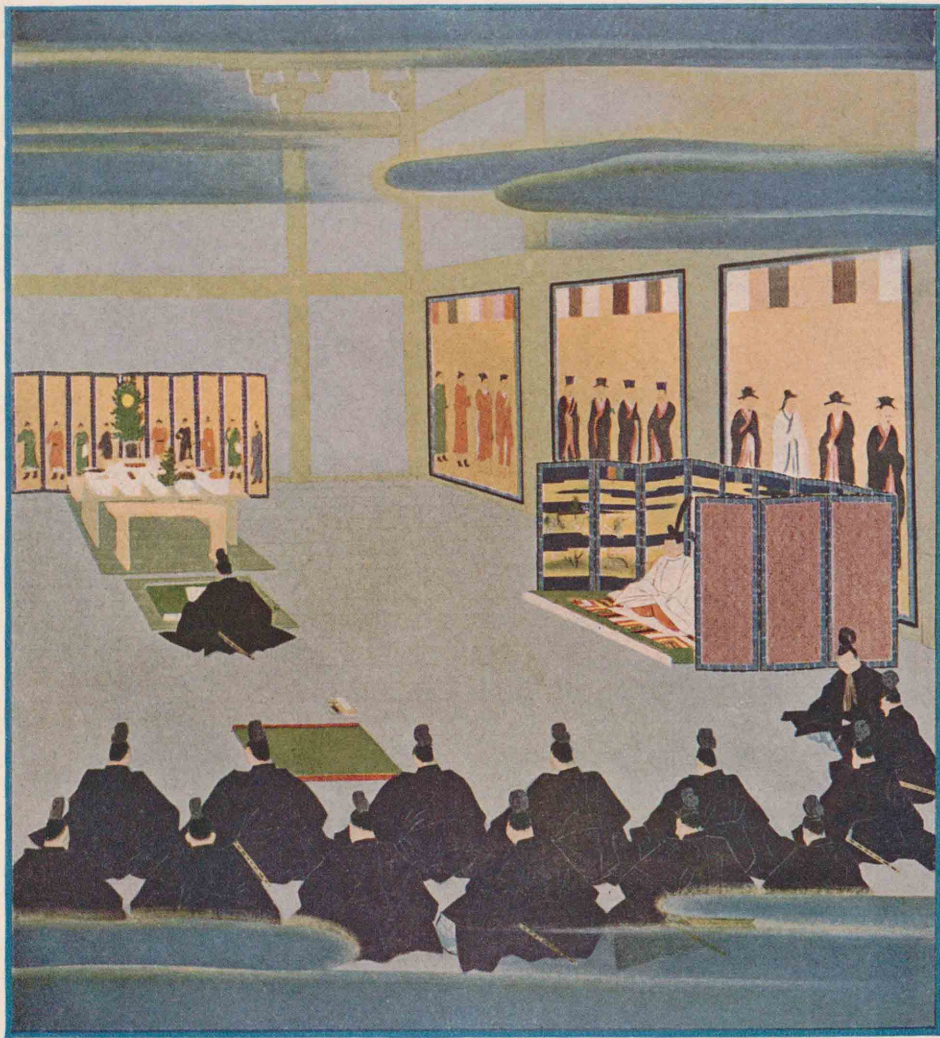
併し、王政復古は明治

維新の前段であつた。明治維新はただ古の有様に復するばかりでなく、更に進

明治天皇天神地祇を祭り五事を誓ひたまふ

明治元年三月十四日、明治天皇は紫宸殿に出御あらせられ、親しく天神地祇を祭りて五事を誓約あらせらる。三條實美、御祭文及御誓文を読む。參列の親王公卿諸侯、各誓紙に名を署し、聖旨を遵奉せんことを誓ふ。

圖は、右方南面して天皇が正座あそばされ、實美をして神前で御誓文を讀ましめ給ふ光景で、乾南陽筆、侯爵山内豊景の獻奉による聖徳記念繪畫館の壁畫である。



ふまたひ誓を事五り祭を祇地神天皇天治明
 (畫壁館畫繪念記德聖)

誓文を讀む。參院の藤王公職滿對各誓册の序を答へて宣旨を讀奉

文を讀まじと傳ふ。於是て韓南園兼對翁山内豊景の贈奉のよき想
 圖が亦て南面して天皇は玉璽をさしおち其實美きして輒前して誓
 せらるるを誓ふ。

誓文を讀む。參院の藤王公職滿對各誓册の序を答へて宣旨を讀奉
 天輔此册を祭りて五事を誓はるる事なる。三兼實美論祭文又晴
 即前正平三且十四日即前天皇對祭壇廻り出陣をさし其路して

即前天皇天輔此册を祭りて五事を誓はるる事なる

創造的精神

二五二八年

五條の御誓文

開國進取の國是

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

んで新たな時代を開いたものであつた。そこに創造的精神が極めて力強く動いてゐた。されば天皇は、これより來るべき世の中をお導きあそばされようとして、明治元年(慶應四年九月改元)三月十四日、親しく紫宸殿にお出ましになり、文武の諸官を率ゐて天神地祇を祭られ、五事を誓ひたまひ、且これを宣せられて、開國進取の國是をお定めになつた。世にこれを五條の御誓文と申してゐる。この御誓文は、實にわが立憲政體

神武天皇
神代卷
祭文

新政の方針

の源を開かれたもので、新政の方針はこれによつて定まり、國民は堅くこの聖旨を體して、君國のために力を盡したのであつた。

即位改元立后及び奠都

即位改元立后及び奠都
即位の大典

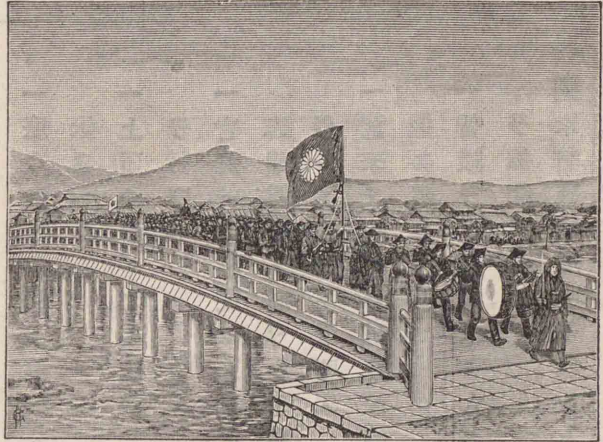
同年八月二十七日、天皇は紫宸殿において古式によつて即位の大典を擧げられた。その九月には慶應四年を改めて明治元年とし、一世一元の制をお定めになつた。これより先、七月、江戸を改めて東京とせられ、ついで十月、はじめてここに行幸あらせられ、江戸城を東京城と改めて皇居となされた。

一世一元の制

そして十二月、一たび京都に還幸あらせられ、左大臣一條忠香の第三女美子をたてて皇后となされ、翌明治二年三

皇后冊立

一五二九年



(筆氏柳芳田姓五) (橋大條三) 驅前行東御

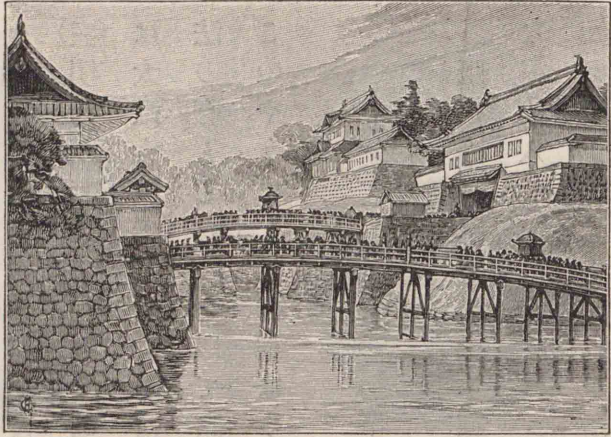
1869

東京奠都

官制の改定

明治元年の改定

立法司法行政三權の分立



(筆氏柳芳田姓五) (橋重二丸西) 肇着御城戸江

月、再び東京に行幸したまひ、それより永くここにおとどまりになられたので、以後、東京はわが國の首府となつた。同年十月、皇后もまたここに行啓あらせられた。

官制の改定

王政復古のとき、朝廷は新たに三職を置かれたが、その後、しばしば官制を改め、(一)明治元年閏四月には、太政官を分けて、議政、刑法、行政、神祇、會計、軍務、外國の七官をおかれた。

議政官は立法を司り、刑法官は司法を司り、他の五官は行政を司る。また地方を府・縣・藩に分け、府・縣に知事を置き、藩はなほもとの

四藩主の奏請

版籍奉還の勅許

知藩事

府縣藩の竝立

廢藩置縣

種々の不便

たので、翌二年正月、敬親及び薩摩藩主島津忠義、土佐藩主山内豊範、肥前藩主鍋島直大ナホヒロの四人は、連署して、おのの版籍を奉還し、政令を一途に歸せしめられたいと奏請したところ、これを聞いて、他の諸藩主も大抵これに倣ひ、續々として同じことを奏請した。そこで同年六月、朝廷はその請を容れたまひ、まだこれを奏請しないものに對しては、これを内命せられ、悉く諸藩の土地と人民とを收めて朝廷の直轄チヨウカクとし、一先づ舊藩主をその藩の知藩事チハジとして政を執らしめられたから、封建の制度は全く廢止せられ、八府二十六縣二百六十三藩五月二十日現在が竝び存することとなつた。

廢藩置縣 このやうにして全國の政令は朝廷の一途イチトから出ることとなつたが、(一)府縣藩は互に不規則に入り交り、(二)その管轄する廣さの大小が餘りに區々であり、(三)殊に各藩の知藩事は、皆舊藩主であつたから、その藩の士民との關係はなほ元通りで、容易に改

二五三一年

全國統一の政治

郡縣制度

三府七十二縣

三府四十三縣



木戸孝允

まらず、政府の威權が十分に行届かなかつた。それ故木戸孝允、大久保利通等は、更に一步を進めて、藩を全廢する必要を認め、いろ／＼力を盡したところ、知藩事の中には自ら進んでその職を辭するものもあり、朝廷は、明治四年七月に至つて、つひに全國の藩を廢して縣を置き、新たに知事を任じてその政を行はしめ、もとの知藩事を悉く東京に移住せしめられた。そこで始めて全國統一の政治が出来上り、郡縣の制度が確立した。ついで知事を改めて縣令とした。同年十一月、全國を三府七十二縣に分け、なほ屢改正を重ね、明治二十二年に至つて、三府四十三縣と定められて、今日に至つた。

第三章 外交 歐米文化の採用

外交方針の確定

外國事務官
國民への布告

外國公使の拜謁

公使の派遣

特命全權大使の派遣
大使岩倉具視



岩倉大使の一行
この寫眞は明治五年米國サンフランシスコ市で撮影したものである。向つて右から大久保利通・伊藤博文・岩倉具視・山口尚芳・木戸孝允である。副使四人は洋装であるが、岩倉大使は、頭に鬚をいただき、羽織・袴を著用し、靴を穿き、シルクハットを手にしてゐる。

外交方針の確立 明治元年、朝廷は外國事務總裁及び外國事務取調掛をおき、國民には諸外國と懇ろに交はるべき旨を布告し、また各國公使には、王政復古の次第を告げ、更に拜謁を賜ひ、外交の方針を確立せられた。ついで同三年閏十月、英吉利・佛蘭西・普魯西及び亞米利加合衆國にそれぞれ公使を遣はして、駐劄せしめられた。

特命全權大使の派遣 やがて明治四年十月、外務卿岩倉具視を特命全權大使とし、大久保利通・木戸孝允・伊藤博文・山口尚芳を副使とし、歐米諸國を巡

條約改正の相談

文化の視察

二五三三年

社會組織の變化

華族
士族
平民
平民の苗字
營業の自由

つて、和親を厚くし、その文化を視察し、條約改正のことについても相談をさせた。條約改正のこととは、曩に幕府の結んだ安政の假條約が、法權や稅權について、わが國に不利益なものであつたから、明治五年が改約の期限に當つてゐるのを機會とし、豫めこれを改定する準備をしようとするのであつた。併し當時のわが國力は、まだ十分發達してゐなかつたので、大使の一行は、亞米利加にゐるとき、既に改正の見込のないことを知り、それより専ら文化の視察につとめて、同六年九月に歸朝した。

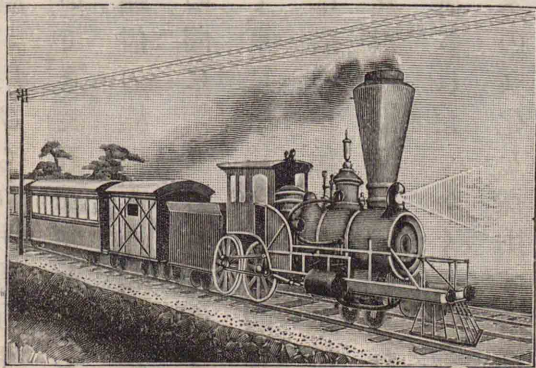
社會組織の變化 武家政治が亡びてから、社會組織もまた大いに改まつた。明治二年六月版籍奉還の行はれたとき、朝廷では公卿諸侯の稱を廢してこれを華族とし、ついで、舊幕臣及び諸藩士等をすべて士族とし、もとの農工商などを平民とし、同三年には、平民が一般に苗字を稱すること、華族・士族が農業・商業などを營み、平民

り、列車に御入御あそばされた。その時近衛砲隊は百一發品川沖碇泊の軍艦は二十一發づつの祝砲を放ち、午前十時御發車の時には樂兵隊が奏樂した。同十一時横濱鐵道館にお著きになつて勅語を賜ひ、正午横濱御發車、午後一時奏樂の裡に新橋鐵道館に還御、横濱のと同じの勅語を賜つた。

東京横濱間ノ鐵道朕親ヲ開行ス。自今此便利ニヨリ貿易愈繁昌庶民益富盛ニ至ラシメンコトヲ望ム。

それから延邊館に御臨幸になつて祝詞をお受けになり、御還幸あらせられた。前頁の圖の正面にいらせられるのは天皇、その前面に並列せるは内外の高官である。服装のまぢくなることに誰でも注意を惹かれるであらう。

徴兵の制 武家が兵權を握つてから、軍事は全く武士の手中にあつたが、明治維新の後、政府は兵制を改め、天皇が親しく兵馬の權を握りたまふこととし、明



明治初年の汽車

徴兵の制

鎮臺

親兵

陸軍省
海軍省

軍政上の大改革

學制の發布

文部省設置

治三年各府縣藩毎に一萬石に付五人づつの兵士を出させて、同四年東山道と西海道とに鎮臺を置き、薩州長州土州の三藩の兵を東京に徴して御親兵とした。そして明治五年に至つて、兵部省を廢して陸軍省と海軍省とを置き、翌六年一月、舊長州藩士大村永敏の意見を採つて徴兵令を布いた。この徴兵令はわが國の古い制度と西洋諸國の法とを併せ考へて定めた全國皆兵の制度であつて、身分の如何にかかはらず、丁年に達した男子は、すべて兵役に就く義務があるとせられたものである。これはわが軍政上の大改革であつて、これにより兵備を充實し、國民の士氣を振興し、愛國の感情を熾んならしめるに至つた。

學制の發布 政府は明治二年には、各府縣に小學校を設けることを令し、同三年には、大學中學小學の規則を定め、同四年には文部省を置き、同五年に至り、國民教育の基礎を確立するために、はじめ

義務教育

聖諭の御言葉
王政復古通告

て、學制を布いて義務教育の方針を明らかにし、すべての國民をして皆學校教育を受けしめるに至つた。その時の聖諭には「邑ニ不學ノ戸ナク、家ニ不學ノ人ナカラシメンコトヲ期ス」と仰せられてある。

第四章 朝鮮との關係 征韓論

朝鮮との關係

朝鮮との關係 江戸幕府の時代には將軍の代替りごとに、朝鮮は、必、慶賀使をわが國に來らしめたが、將軍家齊の時から、そのこと



君院大

もなく、やがて内外のことが多くなるとなつて、わが國と朝鮮との交際はおのづから絶えてしまつた。それ故、わが政府は明治元年對馬の藩主宗重正に命じて、王政復古のことを朝鮮に告げさせ、

宗重正

1. 宗重正
2. 佐田直實
3. 吉岡弘毅
4. 宗重正
5. 丸山作樂
6. 森山茂郎
7. 西御
8. 副島
9. 慶賀使
10. 遣韓大使
11. 三條
12. 同亮
13. 八十八、表上

大院君李昰應

十、十四
西御
副島、板垣、三條、江原

征韓論

三條
岩倉
石久保
大隈
征韓論者

その後、屢使を遣はして好みを修めようとしたけれども、朝鮮では國王李イ嬰イ（後の李イ）が幼少であつて、その生父なる大院君李イ昰イ應イが攝政をして居り、固く鎖國の主義を執り、わが國の文書や印章が舊例に違ふといつてこれを受けつけず、その上わが國の體面を傷けるやうな振舞すら多かつた。

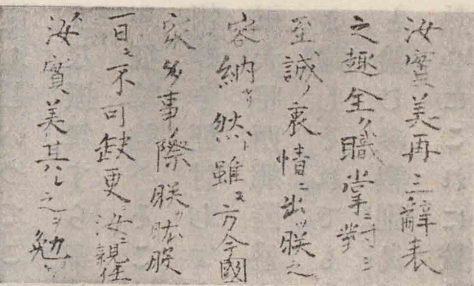
征韓論

そこでこれを憤るものが次第に多くなり、兵を出して朝鮮を征討しようとする主張するものもあり、明治六年に至り、參議陸軍大將西郷隆盛は、先づ自ら大使となつて朝鮮に往つてこれを説き諭し、それでも尙ほ應じないならば、直に兵を動かすべきであると論じ、參議副島種臣、同後藤象二郎、同板垣退助、同江藤新平等は皆熱心にこれに賛成したから、朝廷の議はほゞ決しようとした。然るに歐米諸國を巡つた特命全權大使右大臣岩倉具視の一行が、歸朝して、西洋の文明の進んでゐることを説き、今は徒らに外國と争

非征韓論者

征韓論の争が烈しくなり、三條實美は病氣になつて辭職を願出たところ明治天皇はこゝに掲げた宸翰を賜つてこれをお許しにならなかつた。實美は感激措く能はず、辭職を思ひとゞまつてその職に盡した

征韓論敗る



明治天皇の三條實美に賜つた宸翰

をおこすよりも、先づ國內の政治を整へ國力を充實することの方が急務であると論じ、參議大久保利通、同大隈重信等は擧つてこれに賛成し、共に大いに征韓を非とした。そこで征韓論と非征韓論との兩派は、激論をたたかはせて互に屈せず、太政大臣三條實美はこれを決し兼ねて、憂慮のあまり病氣になり、具視が姑く太政大臣を代理し、この年十月になつて征韓論の方は全く敗れ、隆盛以下は袂を聯ねてその職を辭した。これにより維新の功臣の殆ど半は野に下つたのだから、世間の人々はやがて何事か起るであらうと思つて頗る不安を感じた。

江華島事件

二五三五年

江華島事件 その後明治八年九月、わが軍艦雲揚號は清國に赴かうとして朝鮮の近海を通り、江華島に立寄つて飲料水を求めよ

修好條約

黒田清隆

二五三六年

朝鮮の開國



黒田清隆

うとしたところ、その守備兵が俄かに發砲して、わが兵を傷けたので、わが艦は直にこれに應戦して、敵の砲臺を陥れ、歸朝してこれを政府に報告した。

修好條約 わが政府はその報を得て、參議陸軍中將黒田清隆を特命全權辨理大臣とし、軍艦を率ゐて朝鮮に往つてその不法を詰らせ、且、修好のことを相談させた。朝鮮は、初めの間は、なかく承知しなかつたが、つひに屈してその罪を謝し、翌九年二月、はじめて修好條約をむすび、釜山のほか新に二港を開くことを約し、のちにこれを仁川、元山と定めた。これが朝鮮開國の始である。この條約によつて、朝鮮が自主の國であることが明かになり、歐米の諸國もつゞいてこれと條約を結び、通商を開くに至つた。

第五章 清國との關係 臺灣事件

清國との條約

伊達宗城

清國との條約 江戸時代に、清國の商人は、常に長崎に来て貿易を營んだけれども、國と國との交際は全く存しなかつた。それ故、わが政府は、明治四年大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣として清國に遣はし、その七月、修好及び通商に關する條約を結ばせた。わが國が外國を促して條約を結ばせたのはこれが初めである。

臺灣事件

事の起り



琉球漂民の墓

臺灣事件 然るにこの年十一月、わが琉球藩の人民が臺灣に漂著したところ概ね生蕃に殺され、同六年備中(岡山)の漂流民も亦害を受けた。臺灣はその頃清國の領土であつたから、同年わが政府は、外務卿副島種臣を特命全權大使として清國に遣はし、さきに結んだ條約の批准交換を行はせ、また生蕃のことを質さしめたところ

生蕃は清國化外の民

二五三四年

征伐 西郷從道

琉球藩民の遭難

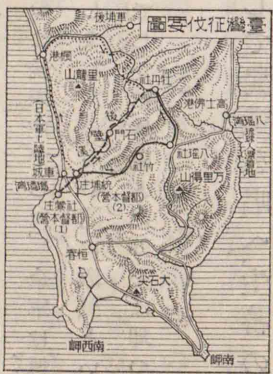
清國政府は、生蕃は清國の主權の及ばない化外の民であるから、その行動について責任を負ふことは出来ないかと答へた。よつてわ

が政府は翌七年四月、陸軍中將西郷從道を臺灣蕃地事務都督に任じ、兵を率ゐて臺灣を討たせたので、五月從道は長崎を發して臺灣の南部に至り、牡丹社をはじめ、多くの部落を平定し、道を開き、橋を架けて永くこれを占領する準備をなした。



臺灣征伐と西郷從道 (岸田香の描いた繪に據る)

琉球藩の人民六十
六人が暴風のため
に漂著したのは八
社であり、その中の五十四名が殺されたのは牡丹社でした。逃れた十二人は一旦清國の福建省に渡り、それから琉球の那覇港にかへりました。大日本



征討軍の行動

琉球藩民五十四名墓は恒春の北方約二里なる統領埔に在ります。西郷従道の軍の上陸したのは社寮港であり、都督本營の置かれたのは統埔庄でした。全軍は楓港と石門と竹社との三道から進んで牡丹社を平定しました。その間に激戦といふべきは石門の戦だけでしたから、討伐は案外容易でしたが清國との外交は却つて中々面倒でした。

講和談判
清國の異議

大久保利通

講和談判 然るに清國は俄に前言を翻して異議を唱へ、生蕃の地は自國の領土であると主張して、わが撤兵を求めたから、わが政府は參議内務卿大久保利通を全權辦理大臣として、清國に赴いて談判させた。併し清國はなかなか

ウエードの仲
裁



大久保利通

強硬で屈せず、そのために兩國の國交が破れさうになつたところ、英吉利公使ウエードが、これを見兼ねて仲裁をしたので、清國はつひに(一)わが臺灣征伐の義舉であることを認

講和條約の要
綱

大久保利通の時

め、(二)被害民の撫恤金その他合計五十萬兩(約七十萬圓)を出し、(三)今後、生蕃をして決して害をさせないことを約束したから、和議が漸く整ひ、同年十二月、従道以下はやがて凱旋した。

大久保利通は木戸孝允西郷隆盛と共に、維新の三傑と稱せられる功臣です。この時、北京に往つて見事に清國を抑へましたが、その談判は随分骨が折れたのでした。その歸りに天津に下る途中、通州といふところを舟で通つて、勅を奉じ、單り航して北京に向ふ、黒煙堆き裏波を蹴つて行く、和成つて忽ち下る通州の水閣に蓬窓に臥して、夢自ら平かなりといふ詩を詠じて使命を果したのを悦びました。

琉球の處分

兩屬の有様

琉球藩王

琉球の處分 琉球は古くからわが國と深い關係があり、慶長年間からは島津氏に屬してをつたが、支那の政府にもまた朝貢と稱して通商をつづけ、恰も兩屬の有様であつた。然るに王政維新の後、明治四年に至り、わが政府はこれを鹿兒島縣に編入し、翌年その王尙泰を琉球藩王に封じて、華族に列せられた。そして臺灣事件の定まつた後、同八年、尙泰をして清國に朝貢することを止めさせ、

沖繩縣
一五三九年

清國の異議

グラントの仲
裁

宮古群島と八
重山群島

北海道の拓殖

同十二年には、琉球藩を廢して沖繩縣を置き、尙泰を東京に移した。ところが清國はこの處分に對して一時大いに異議を唱へたが、たまたまわが國に來遊中の米國前大統領グラントが兩國の間を仲裁したので、清國はやがて琉球のわが領土であることを承認した。

このときわが國は、宮古群島と八重山群島とを清國に讓ることとして議を決したのであつたが、清國の委員は、期限を経過しても調印せず、自らその權利を放棄したから、この兩群島もそのままわが國の領土となりました。

第六章 北海道の拓殖 千島樺太の交換

北海道の拓殖 蝦夷地は、江戸幕府の時代には、松前氏の所領で



(圖の上東使藩) 置設藩球琉
(筆氏柳芳田姓五)

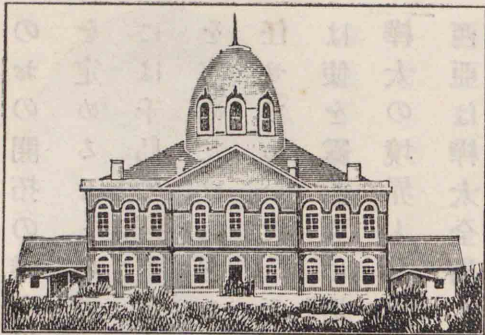
松前氏の所領
幕府の直轄

北海道

開拓使の設置

屯田兵

三縣
一五四二年



開拓使廳

あり、後には幕府の直轄になつたけれども、別に取立てていふ程の開拓もしなかつた。然るに明治二年、函館の戦争が終つた後、政府は蝦夷地を改めて北海道と名づけ、渡島以下の十一箇國に分け、開拓使をおき、東久世通禧をその長官としてこれを治めしめた。同三年五月、黒田清隆が開拓次官(後長官)に任ぜられてから、札幌に開拓使廳を置き、函館根室などの各地に出張所を設けて土人を懐け、交通を便にし、土地を拓き、産業を興し、内地人の移住を奨励し、同八年には東北三縣(岩手・青森・秋田)の士族を募つて屯田兵を組織し、國防と開墾とに兼ね當らせたから、これより、拓殖の事業が著しく進んだ。そして同十五年二月に至り、開拓使を廢して、函館・札幌・根室の三縣を置き、ついで

二五四年
北海道廳
師團

樺太の境界談
判

千島の境界

樺太の兩國人
雜居

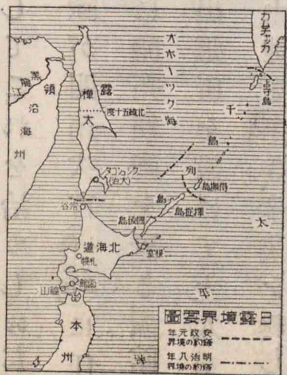
樺太の北緯五
十度境界説

千島と樺太と
の交換

同十九年一月には、また三縣を廢し、北海道廳を札幌に設けて全道
を治めさせ、後、屯田兵を廢して師團(師團)を設けた。

樺太の境界談判 樺太はもとくわが國人と露西亞人とが、お
のおの開拓の業を進めた地であり、幕末の頃には兩國の間に境界
を定めることに就いて争があり、安政元年
には千島の擇捉島と得撫島との間に國境
を定めたけれども、樺太は兩國人の雜居に
任せておいた。そして文久二年には幕府
は使を露西亞に遣はし、北緯五十度を以て
樺太の境界となさうと主張し、後またこれを議せしめたけれども、露
西亞は樺太全島を得ようとしたから、その相談はつひにまとまら
なかつた。

千島と樺太との交換 明治三年に至つて、政府は樺太開拓使を



樺太開拓使

副島種臣の意
見

榎本武揚の努
力

置いてこの地の開拓を圖り、米國政府を仲に立てて、北緯五十度を
境界としようと申出たけれども、その事成らず、同五年、外務卿副島
種臣は、一步を進めて露西亞から北緯五十度以北の地を買収しよ
うとしたけれども、そのことも亦成功しなかつた。黒田清隆はこ
の様子を見て、寧ろ樺太を棄てて北海道の開拓に全力を盡す方が
宜いと建議したが、政府はこの説を納れ、



榎本武揚 露西亞に駐劄してある特命全權公使榎
本武揚をして露西亞と談判せしめ、同八
年千島列島全部をわが國に收め、樺太島
全部を露西亞に與へ、始めてその境界を

確定し、多年の懸案を解決した。

第七章 地方の争亂 西南の役

人心の動搖

人心の動搖 王政維新この方政府の行つた改革は随分急激であつたから、これを喜ばないものが多くあり、その上明治六年征韓論に敗れて、西郷隆盛等が職を辭した後、政府の對韓政策に不滿なものも亦少くなく、そのために、人心は何となく穩かでなかつた。

佐賀の亂



江藤新平

佐賀の亂 その中に、郷里佐賀に歸つ

江藤新平の征韓黨

島義勇の憂國黨

征討總督嘉彰親王

ひ、縣令を放逐した。政府は參議兼内務卿大久保利通を遣はしてこれを鎮撫せしめ、ついで嘉彰親王(後の小松宮)を征討總督に任じたけれども、總督がまだその地にお著きにならぬうちに、暴徒は熊本鎮臺の兵に破られ、義勇は縛せられ、新平は土佐に逃れて捕へられ、

熊本の亂 神風連

それ〴〵刑に處せられたので争亂は平定した。

秋月の亂

熊本の亂 熊本には、神風連といつて西洋の風を憎み、新政を悦ばない士族の一黨があり、明治九年十月、俄かに亂を起して鎮臺や縣廳などを襲ひ、多くの將卒や官吏などを殺傷したが、やがて鎮臺の兵のため平げられた。この時舊秋月前藩士等は神風連に應じて亂を起したけれども、これも亦忽ち鎮壓せられた。

萩の亂

前原一誠

萩の亂

萩の亂 これより先き、前兵部大輔

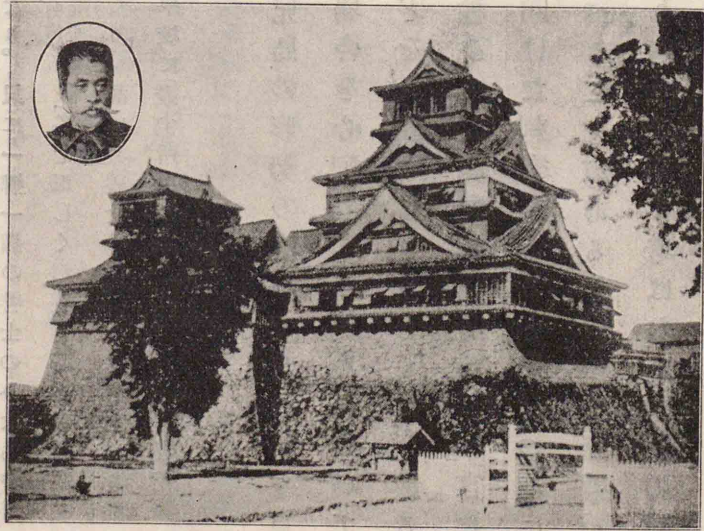
前原一誠は、官を罷めて郷里なる長門の萩に退いてををつたが、神風連の起るのを聞いて、これに應じて同志のものを聚め、將に縣廳を襲はうとしたが、廣島鎮臺の兵に破られてしまった。その一味のものは千葉縣で事を擧げようとしたけれども、また失敗した。



鎮臺司令長官陸軍少將谷干城は固く城を守り、部下の將卒を勵まして少しも屈しなかつた。

熊本城

谷干城が籠城をなし遂げたことによつて名高い熊本城は、慶長年間加藤清正の築造したもので、規模雄大天下の名城でありました。この圖は明治五年撮影の寫眞によつたものです。この天主閣は、明治十年賊軍の押寄せてくる直前に火災にかかつて焼失しました。



城干谷と城本熊

西南の役の平定

この時、天皇は近畿地方を御巡幸中であられたが、變報が來たので、そのまま京都におとどまりになり、

征討總督熾仁親王



熾仁親王

熾仁親王(有栖川宮)を征討總督とし、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義を參軍とし、諸軍を率ゐて隆盛等を討たしめられた。そこで官軍は福岡の方面から南に下り、高瀬山、鹿田原、坂植木などで屢、賊軍と激

田原坂附近の激戦

別軍の背面攻撃

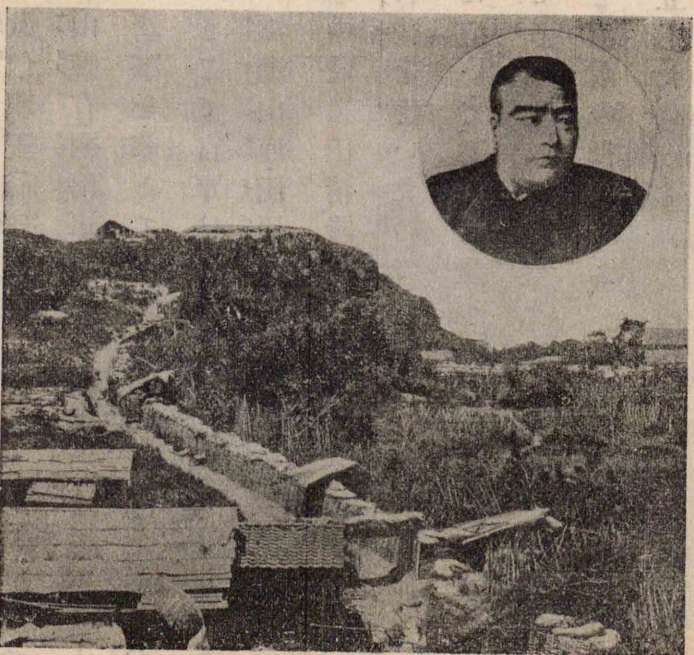
城山の防戦
隆盛の自殺

勝安芳の弔歌

戦を交へて居る間に、陸軍中將黒田清隆等の別軍が、海路から肥後の八代に上陸してその背後を衝いたので、賊軍は熊本城の圍を解いて日向に走り、鹿兒島に退いて、城山に據つた。そこで官軍は大舉して城山に迫り、九月これを陥れて隆盛を自殺せしめ、全く争亂を平定した。世にこれを西南の役といふ。この後は内亂が全く絶えて、政府の威權が確立した。

勝安芳海舟は隆盛と親交があり、その死を弔つて一篇の弔歌をつくつた。そして城山の没落を次のやうに詠じてゐる。「明治十年の秋の末、諸手の軍うちやぶれ、討

ちつ討たれつやがて散る霜の紅葉のくれなるの、血潮に染めどかへりみぬ薩摩武夫の雄たけびに、打散る弾丸は板屋打つ、骸たばしる如くにて面を向けん方ぞなき。木だまに響く関の聲、百の雷一時に落つるがごとき有様を、隆盛打見てほくそゑみ、あな勇ましの人々や、亥の年以來養ひし腕の力も試し見て、心に残ることもなし。いざ諸共に塵の世を、脱れ出でんはこの時と、たゞ一言を名残にて、桐野村田を始めとし、宗徒の輩もろともに、煙と消えし丈夫の、心の内こそ勇ましけれ。官軍これを望み見て、きのふは陸軍大將と仰



備防の山城と盛隆郷西

明治天皇大阪陸軍病院行幸の圖
 この圖は明治十年三月三十一日、明治天皇（御歳二十六）が大阪陸軍病院に行幸遊ばされ、親しく傷病者を御慰問あらせられた時の御有様を畫きまゐらせられたものであります。圖の中央にいらせられるのが天皇、その後方に御附添ひしてゐるのが本戸孝允、御前寢臺の上には半身を起してゐるのは、寺内正毅（後の内閣總理大臣）であります。原畫は五姓田芳柳の筆であります。

木戸孝允の薨去
大久保利通の薨去

皇室の御恩澤

日本赤十字社
の起原

皇室の御仁慈

がれ、君の寵遇世のおほえ、たぐひなかりし英雄も、げふはあへなく岩崎の山下露と消果て、移れば變る世の中の、無常を深く觀じつゝ、無量の思ひ胸に滿ち、たゞ悄然と隊伍を整へ、目と目を見合すばかりなり。折しもあれや吹きおろす、城山松の夕嵐、岩木にむせぶ谷水の、非情の聲も何となく悲鳴するかと聞きなされ、戎衣の袖をぬらしけり。隆盛はその時五十一歳でした。この圖は城山の防備の有様を撮した當時の寫眞であります。

隆盛の歿する少し前、即ち明治十年五月、聖駕に従つて京都にをつた木戸孝允は、病のために薨しました。年四十四。ついでその翌十一年五月、大久保利通は東京麹町區紀尾井坂で刺客に暗殺されました。年四十七。かくして明治維新の三傑が、僅かの間に世を去つたのは惜むべきことでした。天皇は後、孝允利通の嗣子に侯爵を授けられ、隆盛の罪を赦し、その嗣子にまた侯爵を授けられました。

日本赤十字社の起原 この戦役は、明治年間の内亂の中で、最も大きなものであり、敵も味方も恥を知り義を重んじて戦つたから、死傷者も随分澤山あつた。天皇は大阪陸軍病院を御慰問あらせられ、皇太后、皇后は御手づから綿撒絲をつくつて、遍く傷病者に賜

博愛社の創立



はつたが、元老院議官佐野常民、大給恒などは、熾仁親王に請願して博愛社を創め、病院を戦地に設けて、兩軍の傷病者を收容し、治療を施した。これが今の日本赤十字社の起りである。

第八章 朝鮮京城の變 天津條約

進歩派と保守派との争

進歩派
保守派
金玉均

進歩派と保守派との争 朝鮮はわが國と好みを修めて後、國王李熙の年の長ずるに及び、大院君は政をかへしたので、國王の外戚閔氏の一族が漸く勢を得て來た。然るに此等の進歩派の人々は、大院君及び保守派のものを退け、わが陸軍士官を聘して、軍隊に新式の操練を施し、金玉均等をわが國に遣はして、文物制度を視察せしめるに至つた。

明治十五年の事變

大院君兵士を煽動す

二五四二年



明治十五年の事變 然るに大院君等

金はこれを悦ばず、ひそかに兵士を煽動し玉たので、明治十五年七月、兵士等は亂を起均して、王宮に侵入し、閔氏の黨や、わが士官などを殺傷し、またわが公使館を燒撃し

花房義質

大院君再び政權を握る

義質濟物浦に引揚ぐ

た。辨理公使花房義質等は、辛うじて難をのがれて仁川に奔り、更に長崎に歸つて急を政府に知らせたから、政府は直ちに兵を發し、義質を京城に護送し、朝鮮政府を詰らしめたところ、その時大院君は既に閔氏の一族に代つて再び政權を握つて居り、清國の援けを頼みにして、容易にわが要求に應じなかつたから、義質は怒つて濟物浦に引揚げ、兩國の國交は殆んど破れさうになつた。その頃清國は、尙ほ朝鮮を自國の屬國のやうに扱つてをり、袁世凱、丁汝昌をして兵を率ゐて朝鮮に入らせ、その形勢を窺はせてをつたが、つひ

清國大院君を伴ひ去る

濟物浦條約の要領

撫恤金

護衛兵

謝罪使

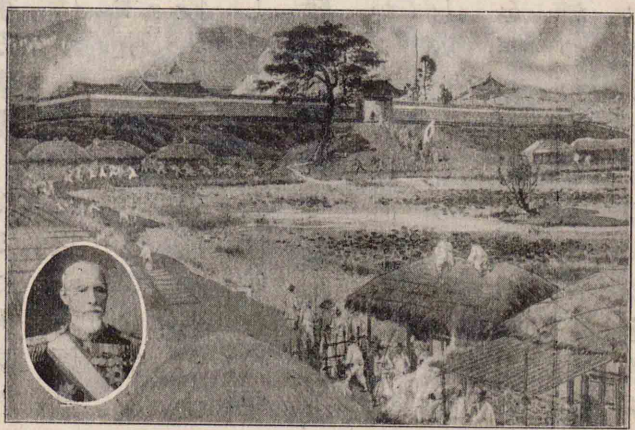
獨立黨と事大黨との争

朴泳孝

大韓民國の獨立

に朝鮮がわが國と争ふのは自國に不利であると考へて、俄かに態度を改め、大院君を自國に伴れていつてしまつたから、朝鮮政府の議もこのために變じ、全權大使を派して義質と濟物浦に會せしめ、同年八月、條約を結び(一)撫恤金及び償金五十五萬圓を出すこと、(二)わが公使館に護衛兵を置かせること、(三)謝罪使をわが國に遣はすことを約した。これを世に濟物浦條約といつてゐる。

獨立黨と事大黨との争 この條約によつて、同年朝鮮は朴泳孝を謝罪使とし、金玉均等と共にわが國に來つて好みを修めさせたが、二人はわが國勢



花房義質と明治五十年朝鮮事變(姓五田芳柳筆)

の盛んな有様を見て、歸國の後、同志を集め、専らわが國に頼つて自國の獨立を固くし、内政を改革しようと圖つたから、わが政府もこれを悦び、さきの償金の大部分を返して、改革の費用に充てさせた。然るに閔氏一派はこれに反對し、清國の保護を受けようとして、

その將袁世凱の援けを借りた。そこで朴泳孝等の黨を獨立黨といひ、閔氏等の黨を事大黨といひ、互に争をつづけてを



朴泳孝

明治十七年の事變

二五四年

竹添進一郎

この形勢を憤り、清國が佛蘭西と戰つて敗れ、朝鮮において十分に勢を振ふことの出来ないのに乘じ、明治十七年十二月、反對黨の機先を制して、俄かに起つて王宮に入り、事大黨の大臣等を殺傷し、國王を奉じて、改革の令を發した。この時わが辨理公使竹添進一郎

は、國王の求めにより、兵を率ゐて王宮を衛つたが、袁世凱の兵は、事大黨を助けて王宮を襲ひ、國王を奪ひ取り、獨立黨の人々を殺傷し、その上、清國と朝鮮との兵は合同して、わが公使館を焼き、居留民を襲うたので、わが公使は難を避けて仁川に退き、金玉均・朴泳孝等はわが國に逃げて來た。そこでわが政府は直ちに外務卿井上馨を特派全權大使として京城に遣はし、朝鮮政府を責めさせたところ、翌十八年一月、朝鮮はその罪を謝し、償金を出すべきことを約した。世にこれを京城條約といつてゐる。これより獨立黨は全く勢力を失ふに至つた。

天津條約 この事件には、清國の兵も加はつてゐたから、將來の禍を防ぐため、わが政府は明治十八年三月、參議兼宮内卿伊藤博文



井上馨

井上馨

二五四五年

京城條約
獨立黨勢力を失ふ

天津條約

伊藤博文

李鴻章

天津條約の要領
撤兵のこと

軍事教官のこと
出兵通知のこと

立憲政體に對する希望

憲法制定の建議

を特派全權大使として、清國に遣はし、その特派全權大臣李鴻章と天津で會議させ、四月になつて、(一)日清兩國はおのおの兵を朝鮮より引揚ぐべきこと、(二)兩國より軍事教練のために教官を朝鮮に遣はさざること、(三)將來必要があつて兵を出すときには先づ、互に通知すべきことなどを約した。世にこれを天津條約といつてゐる。

第九章 立憲政體の楷梯 内閣制度の創立

立憲政體に對する希望 明治天皇が明治元年宣せられた五條の御誓文の中に、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシといふ一條がある。その後、政府はこの御聖旨に基いて次第に種々の施設をなしたが、その他にも、心ある人々は、立憲政體を立てることの必要を認め、明治六年、參議木戸孝允は西洋諸國と同じやうに憲法を制定する方が宜いと建議し、同七年一月、前參議板垣退助同副島種臣

民選議院設立の建白



後藤象二郎

同後藤象二郎、同江藤新平等は、民選議院を設けられたい旨を建白した。併しこの時は政府はまだ時機が早いと考へて共にこれを容れなかつた。

立憲政體の楷梯 然るに明治八年四月

立憲政體の楷梯
立憲政體創立の勅諭
元老院の開設
大審院の設置
地方官會議の召集
府縣會の開設
二五三九年

月、天皇が時勢をお察しになつて、立憲政體創立の勅諭をお下しになるに及んで、政府は、これに基いて官制を改め、先づ元老院を設けて立法の源をひろめ、大審院を置いて、裁判の權を固くし、次で同年六月、始めて地方官會議を東京に召集して、民情の通達を圖り、同二年三月には府縣會を開いて、民選の議員をして、その府縣の經費などを議せしめ、おもむろに立憲政體を立てる楷梯をつくつていつた。

國會開設の詔

國會開設の詔 西南の役の後、政治思想が一般に進み、政府と意

政論の流行

見の合はないものは、言論によつてその主張を貫かうとするやうになつた。そして政府の漸進主義に懐らない民間の人々は急進主義を取つて、新聞雜誌を發行したり、演說會を開いたりして盛んに議論を戦はした。中にも板垣退助は、郷里土佐にあつて同志のものと共に愛國社を組織し、熱心に自由民權の説を唱へ、明治十三年四月に至り、八萬七千餘人の連署してゐる國會開設の請願書を太



板垣退助

政官にたてまつつた。このやうに輿論が擧つて熱望してゐる有様を御覽になつて、天皇は翌十四年十月詔を下され、明治二十三年を期して國會を開くべきことを天下に宣せられた。ここにおいて民論は大いに鎮まり、板垣退助等は直ちに自由黨をおこし、大隈重信は改進黨をおこし、共に時勢の要求に應じようとした。

板垣退助の愛國社
二五四年
國會開設の請願

二五四年

自由黨

改進黨

立憲制度の取調
憲法取調局



大隈重信

制度取調局

文等を歐洲諸國に遣はして各國の制度や憲法政治の實況を取調べさせた。その歸朝後、同十七年三月、政府は制度取調局を宮中に置き、博文を長官として、憲法その他の諸令を起草せしめた。

内閣制度の創立

内閣總理大臣
各國務大臣

内閣制度の創立 　　ついで明治十八年十二月、政府は大いに官制を改め、大寶令に倣つて置かれてあつた太政官を廢し、太政大臣、左大臣、右大臣、參議、各省の卿などの官を罷め、新たに内閣制度を創立し、内閣總理大臣及び外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の各大臣を置いて相共に内閣を組織し、天皇を輔けたてまつりて、

宮内大臣
内大臣
宮中顧問官

二五四八年

樞密院

國務を掌らせることとし、また別に宮内大臣、内大臣、宮中顧問官を置いて帝室に奉仕せしめることとした。そして伊藤博文は内閣總理大臣に任ぜられ、宮内大臣を兼ねた。ついで同二十一年四月、樞密院を設け、これを天皇最高の顧問府となした。伊藤博文はその議長に任ぜられたが、天皇は憲法の草案をここに下して審議せしめられ、始終親臨して多くの顧問官等の意見をお聴きになり、つひにこれを欽定せられるに至つた。

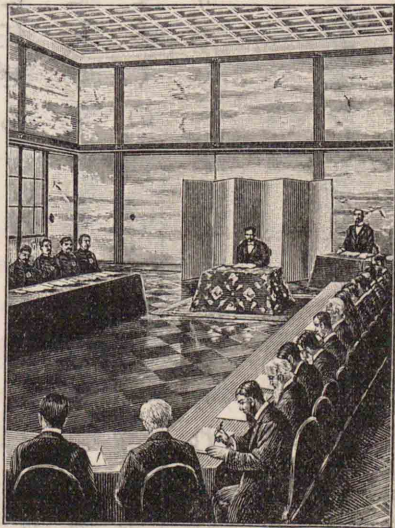
最初の内閣

内閣總理大臣	伊藤 博文(長州)
外務大臣	井上 馨(長州)
内務大臣	山縣 有朋(長州)
大藏大臣	松方 正義(薩州)
陸軍大臣	大山 巖(薩州)
海軍大臣	西郷 從道(薩州)
司法大臣	山田 顯義(長州)
文部大臣	森 有禮(薩州)
農商務大臣	谷 干城(土州)
遞信大臣	榎本 武揚(舊幕臣)

憲法會議

憲法を審査する會議室は廣間の上手に玉座があり、その背後に金屏風を建て、議場には凹字形に卓子を並べ、玉座はその開いた真中にあり、玉座の右手には皇族席が

あり、つゞいて内大臣三條實美内閣
 總理大臣黒田清隆以下各國務大臣
 の席があり、玉座の右手には議長伊
 藤博文書記官長井上毅書記官伊東
 巳代治同金子堅太郎の席があつて、
 その次には副議長寺島宗則及び樞
 密顧問官の席がありました。そし
 て大臣席と樞密顧問官席とは隣合
 せになつてゐました。この圖は伊藤議長が起立して議案の説明をしてゐるとこ
 ろであります。



議 會 法 憲

地方自治制の
 實施
 市制
 町村制
 府縣制
 郡制
 二五四八年
 二五五一年

地方自治制の實施 中央政府の官制を整へると共に、政府は地
 方自治の制を固くしようとして、明治二十一年四月、市制町村制を
 發布し、その翌年から實施させ、ついで同二十四年四月には、府縣制
 郡制を實施した。かくして國民をして、それらその地方の政治

帝國憲法の發
 布
 二五四九年

第十章 憲法發布 帝國議會

帝國憲法の發布

明治二十二年二月十一日、紀元節の佳辰を以

て、待ちに待つた

帝國憲法發布の

大典が擧げられ

た。この日天皇

は賢所皇靈殿を

親祭あらせられ

て、帝國憲法制定

のことを皇祖皇

宗の神靈に告げ



憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承ケルノ大權ニ
 依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス
 惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無
 窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト雖ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛
 シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗
 ノ忠貞ナル臣民ノ子孫ナルヲ同想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ贊勵シ相與ニ
 和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシム
 ルノ希望ヲ同クシ此ノ責擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ勉ハサルナリ

外 號 報 官 の 日 當 布 發 法 憲

帝國根本の大法
政治上の一大
變革

皇室典範の制定

たまひ、更に皇后と共に正殿に出御あらせられ、皇族、大臣、その他の官民、及び外國公使等を召してその發布の式を擧げさせられ、御親ら帝國憲法を内閣總理大臣黒田清隆キクタクカにお授けになつた。帝國憲法は七章七十六條より成れる帝國根本の大法であつて、天皇統治の大權と、臣民の權利義務とを定め、臣民に參政權を分ち與へられたものであり、その發布はわが國の政治上の一大變革であつたから、國民は擧つて祝意を表し、歡呼カンコの聲が四方に滿ち溢れた。

皇室典範の制定 同時に皇室典範も制定せられた。これは皇



(皇天正大の後)下殿子太皇
(時御の尉少軍陸年四十二治明)

位繼承、踐祚、即位、立后、立太子、攝政など皇室に關する事柄を定めたまへるものであり、これによつて皇室の基礎はいよゝゝ固く、天地と共に窮りなく榮えさせたまふことを明らかにせられたものである。

憲法發布式

明治二十二年二月十一日、紀元節の佳き日、明治天皇は、大日本帝國憲法發布の大典を擧げさせられました。この日、天皇は、先づ賢所ケノ皇靈殿ミコタマノミヤを祭つて、憲法制定のことを皇祖皇宗の靈に告げたまひ、ついで皇后と共に正殿に臨ませられ、親王、大臣その他の官長及び外國公使等を召されて、その發布の式をお擧げなさいました。時に天皇は、寶算三十八歳にわたらせられました。この圖は天皇より内閣總理大臣黒田清隆に憲法をお授けになるところです。玉座の中段左右に侍立する侍従は、神劔カムヤマトと神璽カムシを捧げまゐらせてをります。圖の右下方には外國公使等がをります。尙圖の左上方前面に皇后がいらせられます。ですが、茲には拜寫してありません。

皇太子の冊立

二五六〇年

皇太子妃冊立

帝國議會の開設

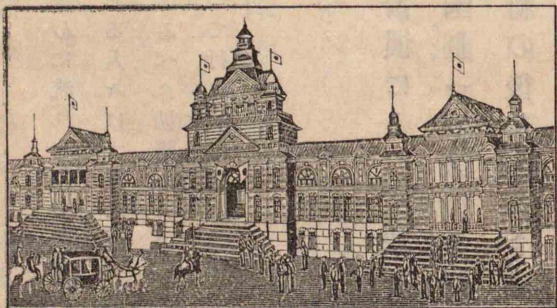
二五五〇年

貴族院
衆議院

皇太子冊立

明治二十二年十一月三日、天長節の佳辰を以て、この典範によつて皇子嘉仁親王を立てて皇太子となし、壺切の御劔をお傳へになつた。後、明治三十三年五月、公爵九條道孝の第四女節子を立てて皇太子妃となされた。

帝國議會の開設 帝國憲法と共に、これに附屬する議院法、貴族院令、衆議院議員選舉法なども公布せられ、翌明治二十三年十一月二十五日、帝國憲法の規定によつて、始めて帝國議會を東京に召集し、天皇が親臨して開院式をお舉げになつた。帝國議會は、貴族院、衆議院の二院より成る立法の府である。最初の議長は貴族院は伊藤博文、衆議院は中島信行であつた。かくして立憲政體の實が全く備



創立當時の議事堂

教育勅語

はり、萬機公論に決するやうになつた。
明治維新このかた、世の中は急激に變化し西洋文化が盛んに流れ込んで來たので、わが國古來の美風が薄らいでゆく虞があつたから、心ある人々は大層心配してをりました。天皇はこれを御覽になり、國民教育の基となるべき勅語をお下しになりました。この後、わが道徳教育は一にこの勅語に遵つて行はれて居ります。

第十一章 法典編纂 條約改正

法典の編纂

法典の編纂 江戸幕府の時代には、地方の習慣によつて法を異にするが多かつたが、これを統一して全國劃一の法律を制定し、以て新時代の要求に應ずることは、明治維新の後、なすべき緊要な事業であつた。それ故政府は早くから法典編纂のことに深く心をを用ひ、明治三年十二月支那の法律を參酌してつくつた新律綱領を頒ち、同六年六月司法卿江藤新平は、西洋諸國の法律を參考してつくつた改定律例を布いた。その後政府は、國運の發達につれ

新律綱領

改定律例

刑法 治罪法
民事訴訟法
刑事訴訟法
裁判所構成法
民法 裁判法
商法 裁判法
新刑法 訴訟法

てます。これに力を用ひ、同十五年には刑法、治罪法を實施したので、曩の二法を廢した。ついで政府は法典取調局をおき、同二十三年には民事訴訟法、刑事訴訟法、行政裁判法、裁判所構成法を發布し、同三十一年には民法を實施し、同三十二年には商法の全部を實施し、その後、時勢の必要に應じて刑法を改正し、同四十一年より新刑法を實施し、大正十三年には新刑事訴訟法を施行した。このやうにして、わが國の法典は全く備はり、國民はその保護の下にあつて、生命財産の安寧を得てゐるのである。

條約改正の必要
安政の假條約
の不利

條約改正の必要 政府は法典編纂のほか、條約改正のことに、また心をを用ひた。それは幕府が諸外國と結んだ安政の假條約は、關稅權に制限があり、また、治外法權の規定があつて、わが國に居る外國臣民は、わが國の法律に従はなくとも、宜いといふ特權を有して居り、われに不利益な條項が少くなかつたからである。それ故、

條約改正のことは、明治の初めから既に論ぜられてをつた大問題であつた。

條約改正の困難

岩倉具視

寺島宗則

井上馨

二五四七年



青木周藏

條約改正の困難 されば政府は夙にこれに心を用ひ、(一)明治四年、岩倉具視等は、亞米利加合衆國に對してこれを交渉したけれども果さなかつた。(二)同十一年、外務卿寺島宗則は、先づ關稅權だけを改正しようと試みたけれども、また成功しなかつた。そこで(三)同十五年から、外務卿井上馨は、たゞ、諸條約國の公使を會して稅權と法權とを一緒に回復する協議を開き、また盛んに歐化主義を鼓吹し、西洋の風俗を取入れて外國人の歡心(四)を求め、同二十年に至つて、やうやく改正案を決しようとする程になつたところ、その草案の中に、外國人をわが裁判官に任用する規定があつたの

大隈重信

青木周藏

歐化主義

で、烈しい反對論を惹き起したため、政府は一先づ改正を中止した。(四)そして同二十一年二月、大隈重信が外務大臣となつたとき、また改正談判を開き、國別に交渉して次第にその歩を進めたけれども、やはり井上馨の案と大差がないといふので、また烈しく非難せられ、重信はそのために傷けられるに至つたから、同二十二年十月、政府は再びこれを中止した。(五)ついで同年十二月、青木周藏が代つて外務大臣となり、更に談判を開いて、彼此對等の條約を結ぶやうに努力したけれども、つひにこれを成すことが出來ずに終つた。

井上馨が外務大臣であつた頃は、制度の改革や條約の改正が熱心に考へられた時代であり、歐化主義が盛んに唱へられ、上流社會には舞踏會



歐化主義の行はれた頃の小学校

國粹保存

功 條約改正の成

國力の充實

陸奥宗光
二五五四年

や假裝會が流行し、婦人の間には洋髪洋装が行はれました。前頁に掲げたのは、當時の版畫であつて、洋装の女先生が洋琴を彈奏して、女生徒に唱歌を教へてゐるところであります。これに對し一方には國粹保存を唱へるものがまた盛んに起りました。

條約改正の成功 このやうに條約改正のことは、屢々試みて屢々

失敗した難問題であつたが、その間に、わが國の内政は大いに整ひ、法典も次第に備はり、立憲政體も亦確立し、國際上の地位がおのづから高まり、諸外國は漸くわれを重んずるやうになつた。そこで



明治二十七年、外務大臣陸奥宗光は、當時獨逸公使であつた青木周藏に英國公使を兼ねさせて、先づ英吉利の同意を得させ、始めて改正案の調印を終つた。然る

軍は頻りに勝ち、わが國威の大いに揚るに及んで、わが國の實力は

二五五九年

治外法權の撤廢

二五七一年
關稅權の回復

列國に認められ、他の諸外國との條約も相ついで改正され、同三十二年、新條約ははじめに實施せられ、治外法權は全く撤廢せられた。併し、關稅權は、まだ完全に回復されなかつたが、同四十四年に至り、外務大臣小村壽太郎は、その改正について更に各國と條約を結んだから、わが國は多年の希望を達し、條約の上では、全く歐米諸國と對等の地位を占めるに至つた。

第十二章 明治二十七八年戰役 戦後の經營

朝鮮の無禮 朝鮮では、明治十七年に起つた京城の事變の後、獨立黨の志士は多く國外に遁れ、事大黨のものが政權を握り、清國の勢力は次第に國內に高まつて來たので、屢々わが國を侮るやうな様子を示すに至り、明治二十二年には、咸鏡道の官吏が、不法にも防穀令を發して、わが國に米穀を輸出することを禁じ、わが商人に損害

防穀令

朝鮮の無禮
事大黨の優勢

26 福多本
24 丁日
22 防穀令
18 天津條約
17 漢城條約
15 京城條約
14 濟州條約
13 公使館
9 修好條約
6 征韓論

東洋の宗教的團體

朝鮮の内亂

東學黨の亂

清國の出兵

清國の出兵

清國の出兵

清國の出兵

清國の出兵

清國の出兵

清國の出兵

清國の出兵

清國の出兵

清國の出兵

清國の出兵

清國の出兵



大島圭介

を蒙らしめたこともあつた。朝鮮の内亂 然るに同二十七年五月、朝鮮の南部地方に東學黨のものが、官吏の暴政に反抗して内亂を起し、朝鮮政府は自分の力でこれを鎮定することが出来ないで、清國に援けを求めたところ、清國はこの請に應じて、屬國の難を救ふのだといつて大兵を送り、これをわが國に通知して來た。これに對し、わが政府は朝鮮を清國の屬國と認めない旨を答へ、またわが居留民を保護するために兵を出すべき旨を清國に通知し、大歸朝中の公使大島圭介を京城に急行させ、陸軍少將大島義昌に混成旅團を率ゐて出發させて、萬一の變に備へた。日清開戦 東學黨の亂は間もなく鎮

日清開戦

わが國の提議

内亂鎮定

清國の無禮

清國の無禮

清國の無禮

清國の無禮

清國の無禮

清國の無禮

清國の無禮

清國の無禮

清國の無禮

清國の無禮

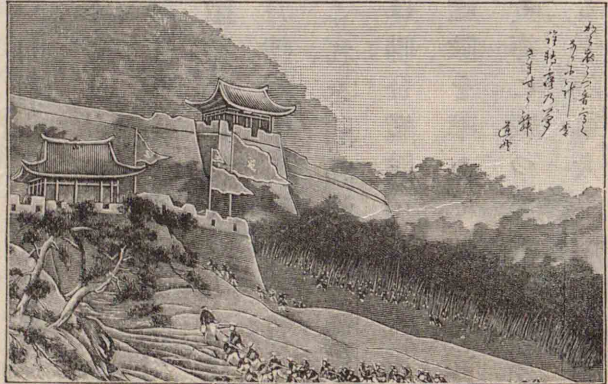
清國の無禮

清國の無禮

清國の無禮

清國の無禮

を協せて朝鮮の内政を改革しようと申込んだところ、清國はこれに應ぜず、朝鮮はその屬國であると稱して、却つてわが國に撤兵を求め、更に大兵を朝鮮に送つて武力を以てわれを威壓しようとした。そこでわが國は、獨力を以て朝鮮を指導しようとして、大島公使は、清國の妨害を斥けて、朝鮮政府に内政の改革を勸告し、わが陸海軍も、また十分の準備を整へてゐたところ、たまたま七月二十五日、豊島沖で、清國の軍艦は、わが軍艦に對し、砲火を開いたから、わが艦隊は直ちに應戦してこれを撃破し、ついではわが大島少將の軍は、朝鮮國王の求めによつて、清兵を成歡に破り、



(從將大津野筆樞金田保久圖の擊攻壤平)

から衣うつ音高くなり、難うたゝ寝の夢さますらむ

Handwritten notes in the top margin of the left page, including names like '大島圭介' and '大島義昌'.

Handwritten notes in the left margin of the left page, including '第十二章' and '明治二十七八年戰役'.

戦争の経過

宣戦の大詔
廣島大本營
野津道貫

平壤の戦

伊東祐亨

黄海の戦

山縣有朋

大山巖

進んで牙山の本營を抜いた。



山縣有朋

戦争の経過

同年八月一日、天皇は宣戦の大詔を發したまひ、九月十五日、大本營を廣島に進めて、親しく軍事を統べさせられ、國民の敵愾心は烈々として燃えあがった。同月陸軍中將野津道貫の軍

は平壤を攻め、四面から包圍して十六日これを陥れ、清兵を朝鮮の國境外に逐ひ拂ひ、その翌九月十七日には、聯合艦隊司令長官海軍中將伊東祐亨は、旗艦松島以下十二隻の艦隊を率ゐて、敵の北洋水師提督丁汝昌の率ゐる十四隻の艦隊と黄海に戦つて大勝利を博し、制海權をわが手に收めた。十月になると陸軍大將山縣有朋の率ゐる第一軍は、鴨綠江を渡つて遼東に入り、九連城や鳳凰城を陥れ、到る處の敵軍を破つて西進し、陸軍大將大山巖の率ゐる第二軍

旅順の陥落

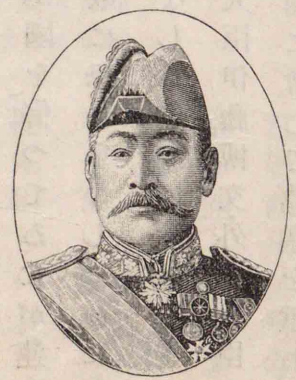
二五五年
威海衛の占領

澎湖島の占領

征清大總督彰
仁親王

廣島の大本營

は、金州半島附近に上陸し、金州・大連を占領し、海軍と力を協せて、十一月旅順の要塞を陥れ、ついで翌二十八年二月、山東半島なる威海衛を占領し、提督丁汝昌を自殺せしめ、その艦隊を全滅させた。そして三月、第一軍と第二軍の一部とは合して、牛莊營口を抜き、田庄臺



伊東祐亨

に戦つて大いに敵を破り、進んで北京に迫らうとし、南方に向つた別軍はまた澎湖島を占領した。この月參謀總長陸軍大將彰仁親王(小松宮)は、征清大總督に任ぜられたまひ、全軍を督して北京に迫らうとしたのでわが軍の士氣はいよゝ盛んになつた。

廣島の大本營は、廣島市第五師團司令部を以て、これに宛てられたのでした。それは粗末なベンキ塗の木造の建物で、その二階の大廣間が天皇の御座所でした。四十二疊敷の間一つだけで、別に御休息所もなく、御寢所もなく、御部屋の中に玉座があり、御寢所は屏風で御寢臺を圍んで御設備申上げたと承ります。あまりに恐れ

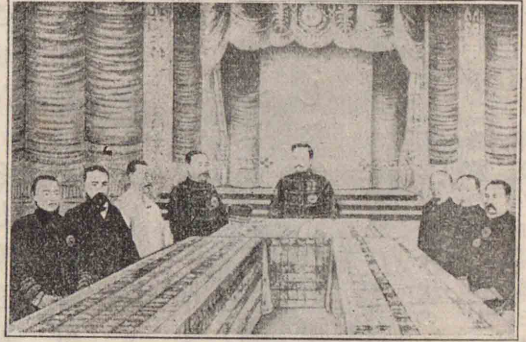
講義資料

参謀總長は初め熾仁親王でいらせられましたが、親王は明治二十八年五月御薨去になりましたので、彰仁親王が代つて就任せられました。

李鴻章 李鴻章は清國の海軍大臣として、朝鮮半島の防衛に力を注ぎ、清國の海軍を近代化させた。しかし、清國の政治的腐敗と財政的困窮は、その野心的な海軍政策を妨げた。

伊藤博文 伊藤博文は清國の外交官として、朝鮮半島の防衛に力を注ぎ、清國の外交政策を近代化させた。しかし、清國の政治的腐敗と財政的困窮は、その野心的な外交政策を妨げた。

陸奥宗光 陸奥宗光は清國の海軍大臣として、朝鮮半島の防衛に力を注ぎ、清國の海軍を近代化させた。しかし、清國の政治的腐敗と財政的困窮は、その野心的な海軍政策を妨げた。



廣島大本營御前會議

参謀次長 川上操六
陸軍大臣 大山 巖
内閣總理大臣 伊藤博文

明治天皇

参謀總長 熾仁親王
樞密院議長 山縣有朋
海軍大臣 西郷從道
海軍軍令部長 樺山資紀

多いので、或時宮内大臣が新に一室を建てたう御座います」とお願ひ申上げたところ、天皇は、滿洲の野原で露營をして居る兵士の方と、どちらが苦しいかと仰せられて、お許しがなかつたと傳へられて居ります。

下、關條約 清國は初めはわが國を侮つてゐたが、連戦連敗に恐れをなし、つひに屈して、直隸總督李鴻章を頭等全權大臣となし、わが國に遣はして和を請はしめた。よつて天皇は、内閣總理大臣伊藤博文外務大臣陸奥宗光を全權辦理大臣に任じ、これと下、關に會して協議を重ね、四月十七日講和條約を結ばしめられた。この條約で、(一)清國は朝鮮

朝鮮の獨立領土の割讓開港 償金

三國干渉

廿八日、元 露 獨印

四廿三日 露 獨印

林外務大臣 遼東半島付戻

下、關講和會議

一、清國首領に送す

二、朝鮮半島を有する

三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百



下、關講和會議 (筆太秀地永) 議和會議 (畫壁館畫繪念記德聖宮神治明)

の獨立を認め、(二)遼東半島臺灣島及び澎湖島をわれに譲り、(三)沙市、重慶、蘇州、杭州の四港を開き、(四)償金二億兩を出すこととなつた。これを下、關條約といふ。

下、關における兩國全權大臣の會見場は、春帆樓でした。ここに掲げた圖は明治二十八年四月十七日その會議室で講和條約の調印されやうとする時の有様です。

露西公使
英の来り
西の来り
四廿七
西の来り
三國の干渉
五、四
三國の干渉
五、四
三國の干渉
五、四

陸奥宗光内閣書記官長伊東巳代治博文の向つて右が井上勝之助博文と向ひあつてゐるのが李鴻章であります。

遼東還付

遼東還付 然るに露西亞は、夙に滿洲に眼をつけ、冬になつても凍らない港を得たいと考へてゐたから、今わが國が遼東半島を占領しようとするのを見て、獨逸及び佛蘭西を誘ひ、東洋永遠の平和を保つためと稱して、これを清國に還付するやうにとわが國に勸告し、これと同時に、露佛の艦隊は、わが國の港灣に集合してその威力を示した。この干渉を受けて、わが國民は非常に憤慨したけれども、遺憾ながら獨力を以て三強國と争ふ力がなく、天皇もこれをみそなはして、深く内外の事情を察せられ、つひにその勸めを容れられ、五月十日、詔を發して、時勢の大局を觀て、國家の大計を誤ることのないやうに國民を諭したまひ、ついで遼東半島を全く清國に還付せしめられた。國民はその詔を拜して、暗涙を呑み、臥薪嘗膽

還付の詔勅
國民の悲憤

専ら國力の充實に努めたのであつた。

この戦役には、澤山の傷病者がありました。この圖は、皇后陛下昭憲皇太后が廣島の豫備病院に行啓あらせられ、親しく病床についてこれを御慰問あそばされてゐるところであります。

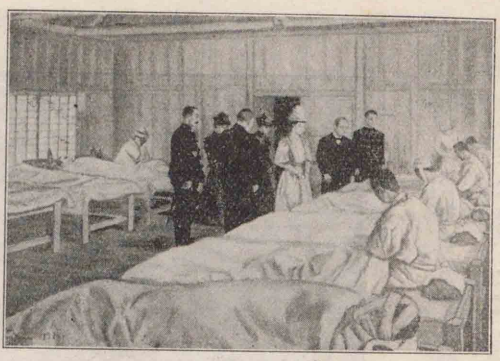
臺灣の平定 臺灣は下、關條約によつ

て新たにわが領土となつたから、政府は臺灣總督をおいて、これを治めさせたが、清國の守將劉永福等は、土民をそそのかして反抗したので、別に近衛師團長陸軍中將能久親王(北白川)をして、兵を率ゐてこれを討たしめられた。親王は金枝玉葉の御身を以て戰場に臨ませたまひ、先づ臺灣の北部地方を平定せられ、ついで南方に攻め入られたところ、不幸にして、御病にかかり、陣中で薨ぜ

昭憲皇太后の御仁慈

臺灣の平定

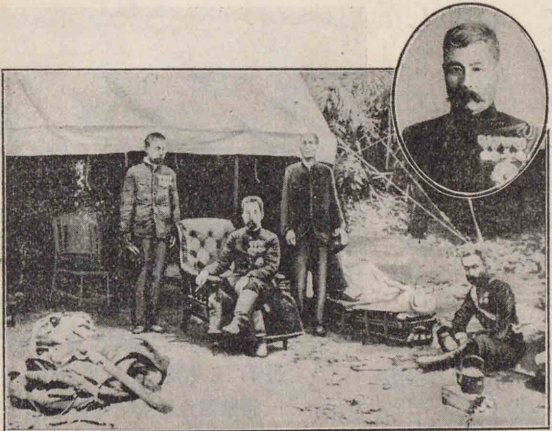
能久親王



皇后陛下廣島豫備病院行啓 (明治神宮聖德記念繪畫館壁畫)

二五五六年

能久親王の御生涯



能久親王及び戦地御營

たものであります。熱帯植物の林を背景として天幕を張り、御乗船薩摩丸から運んで来た椅子を据え、これに親王を請じまわらせました。

春に至つて、全島はほぼ平定に歸し、それより民政が次第に整ふに至つた。

北白川宮能久親王は、小松宮彰仁親王の御弟に當りたまひ、はじめ江戸に下り、上野東叡山に入つて輪王寺宮公現親王と稱せられ、彰義隊の戦の後、仙臺に逃れられ、一旦罪をお受けになつたが、やがて赦されてプロシヤに遊學せられ、北白川宮と稱する事となり、御歸朝の後、陸軍の軍務に服したまひ、つひに臺灣征伐に赴かれたのでした。この圖は六月二日三貂角に御上陸になり、澳底で御露營あそばされた時の寫眞によつ

戦後の經營

軍備の擴張

金貨本位

朝鮮の形勢

攻守同盟

親露派の優勢

戦後の經營 この戦役によつて、わが國威は大いに揚り、わが國民は擧つて戦後の經營につとめ、財政を整へ、産業を興し、交通の發達を圖り、軍備を擴張し、教育を普及せしめたから、國力は著しく増進した。殊にこの戦役のときには、陸軍は近衛以下の七師團であつたが、その後増して十三師團となり、海軍は、更に新たに多くの軍艦を建造して、以て國防を充實した。また明治三十年には、金貨本位の制を立て、財政の基礎を鞏固ならしめた。

朝鮮の形勢 明治二十七八年戦役の初めに、わが國は朝鮮と攻守同盟を結び、戦後には清國をして、その獨立自主の國であることを認めさせたが、遼東還付のことがあつたので、朝鮮は漸くわが國を輕んじ、却つて露西亞に親しむやうになつた。そこで國內には親日派と親露派との争が起つたが、明治二十九年二月、露西亞は自國の公使館に朝鮮の國王を迎へ、親露派の人々を以て内閣を組織

第一日露協商

二五五七年

させたから、わが國は露西亞との衝突を避けるため、政策を改め、日露兩國が協同して朝鮮を指導することに定めた。これを第一日

露協商といふ。ついで明治三十年、國王

1897

は王城に還り、國號を改めて韓といひ、新

たに皇帝の位に即いて、光武と改元し、獨

立國たる體面を整へたが、露西亞の勢力

は依然として強く、その政治は殆んどそ



李帝皇國韓

の公使ウーバーの手中にあつた。そのために國內の反感が高

Weyer

まり、これを排斥するの聲が起り、露西亞も前後の事情に鑑みて、翌

三十一年四月、わが國と協商し、(一)兩國共に韓國の獨立を認め、その

1898

内政に干渉しないこと、(二)露西亞はわが國と韓國との間の商工業

の發達を妨げないこと、(三)練兵の教官、財政の顧問を韓國に派遣す

る時は、兩國協議の上で、これを定めることを約した。これが第二

第二日露協商

二五五八年

日露協商であつた。

第十三章 明治三十三年清國事變 日英同盟

清國に對する諸外國の壓迫

清國に對する諸外國の壓迫 明治二十七八年戦役により、今ま

では眠れる獅子として見られてゐた清國の、案外弱いことが世間

に知れわたつたので、歐洲の列國はこれに乗じて清國に迫り、種々

の利權を求めた。(一)先づ露西亞は、わが國

をして遼東を還付せしめたことの報酬と

して、明治二十九年、シベリヤ鐵道に續けて

Siberia

その支線東清鐵道を滿洲に敷設すること

を清國に承諾させ、(二)獨逸はその宣教師が

清國人に殺されたのを口實として、同三十

一年、強ひて膠州灣を租借し、山東省内に鐵

露西亞と東清鐵道

獨逸と膠州灣



諸外國の清國侵略概圖

露西亞と關東州

英吉利と威海衛
佛蘭西と廣州灣

わが國と福建省

明治三十三年
清國事變

道を敷き、鑛山を採掘する権利を得た。(三)これを見て露西亞は、同年更に清國に迫つて關東州を租借し、東清鐵道の要地であるハルビンから支線を敷いて大連旅順に到らせ、その沿道の鑛山を採掘する権利を得、(四)英吉利は他國と勢力の平均を得なければならぬといつて威海衛及びその附近の地と、香港の對岸なる九龍半島の地とを租借し、(五)佛蘭西もまた同三十二年、廣州灣地方を租借した。このやうに列國が清國に勢力を植えつけるので、(六)わが國も領土(臺灣)の安全を保つ必要から、じつとして居られず、同三十一年、清國をして臺灣の對岸である福建省の地を他國に譲らないことの約束をさせた。

明治三十三年清國事變 このやうに諸外國は清國に壓迫を加へ、中には之を分割するのが宜いとまで唱へるものが生じたから、清國人はその横暴を憤り、外國人を憎むの念が盛んに燃えあがり、

義和團

39
三ツラマニセ(義和團)の
(注)モス(一)

ホ子

うんてん 義和團の
外相

東清鐵道
布設

31
旅順港
七領

32
廿五年
列國公使館の
危機

東清鐵道
布設

清帝の開戦布告

原因
1. 列國の支那に
列國公使館の
危機

2. 水害
の
救済

3. 保字
の
西太后

明治三十二年、義和團と稱する徒が山東省に起り、保清滅洋の旗を翻して外國人を迫害し、基督教の會堂を焼き、翌三十三年夏の初めに至つては、その勢ますます振ひ、北京と天津との間の連絡を絶ち、獨逸公使及びわが公使館員などを殺し、つひには官兵もまたこれに加はつて、北京にある各國の公使館を圍んだ。然るに清國皇帝(光緒帝)はこれを鎮壓することが出来ないばかりでなく、却つて勅諭を發して列國に開戦を布告する有様であつたから、列國は、それら軍隊を上陸させて敵を逐ひはらひ、公使館を救はうとし、わが軍は列國聯合軍の中堅となつて、同年八月北京に攻め入り、列國公使館を重圍の裡から救ふことが出来た。そこで清國皇帝は、西太后と共に難を避けて西安府に逃



北清事變西人避難圖
(載所報滬文同海上)

3322. 山東直隸 天津北京 通記

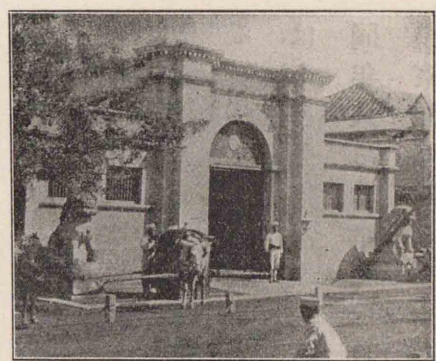
謝罪使派遣 賠償金 北京守備兵駐屯

講和條約の要領

北清事變

露西亞の滿洲占領

露西亞の非望



前門館使公本日京北在

れ、やがて慶親王李鴻章等をして列國に和を請はしめ、翌三十四年九月(一)暴徒の主謀者を罰し、(二)償金四億五千萬兩を出し、(三)わが國及び獨逸に謝罪使を遣はすべきことなどを約してその局を結んだ。世にこれを北清事變といふ。この時、各國聯合軍の中にあつて、わが軍隊は紀律最も正しく、勇武群を抜き、各國の尊敬を博した。

露西亞の滿洲占領 然るにこの事變に乗じて、露西亞は鐵道の守備を口實として、大兵を滿洲に送り込み、平和に復した後も兵を退けないばかりでなく、明治三十三年十一月には、清國を脅かして密約を結び、永く滿洲をその掌中に握らうとした。これを見てわが國は、英吉利及び亞米利加合衆國と共に、清國政府に警告を與へ、

わが國の抗議

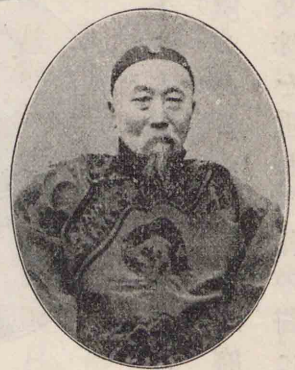
日英同盟

小村外相と日英同盟

二五六年

同盟條約の要領

露西亞の讓歩



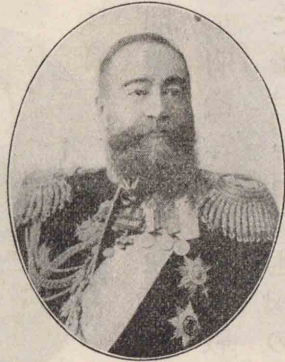
殊にわが國は利害の關係が最も深いから、露西亞に對して強硬なる抗議を申し込んで、その撤兵を促した。

日英同盟 英吉利は、これまで自國の強大なことを恃みにして、久しく他國と同盟することなく、これを『名譽の孤立』と稱して自慢して居つたが、明治二十七八年戰役の後、わが國の實力の強いことを認め、東洋における日英兩國の利害が一致してゐることを考へ、明治三十五年一月、つひにわが國と同盟を結んで、(一)清韓兩國の領土を保全すべきこと、(二)清韓における日英兩國の利益を保護すること、(三)日英の一方が他の一國と戰ふときは、他の一方は中立を守り、若し二國以上と戰ふときは、他の一方はこれを助くべきことを約した。すると露西亞は態度を改めて、大いに讓歩し、同年四月、清國に對し、滿

洲還付の條約を結び、十八箇月間を三期に分けて撤兵する約束をなし、これを列國に宣言した。

第十四章 明治三十七八年戦役

露西亞の行動 露西亞は、滿洲を清國に還さうと約束したけれ



アレキシエフ

ども、一部の兵を引揚げただけで、やがて態度を改めて、ますます旅順の要塞を修め、海陸の軍備を大にし、陸軍大將アレキシエフを極東大總督に任じ、更に進んで韓國を威壓し、その龍巖浦を占領して、南下する勢を示した。このやうな行動は、十分に東洋の平和を破る虞があるから、わが政府は深くこれを憂へ、前後凡そ十回に亙つて交渉を重ね、平和の間に事を解決しようと力めたけれども、露西亞

日露の交渉

南下の形勢

アレキシエフ

露西亞の行動

撤兵宣言

日英同盟

滿洲占領

東清鐵道

旅順工運

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

東清鐵道

露西亞の兵備

わが海軍の勝利

二五六四年

宣戰の大詔

わが海軍の活動

東郷平八郎

マカロフの戦死



フロカマ

はこれに應ずる誠意がなく、言を左右に託して故意に時日を延ばし、その間にひたすら軍備を整へ、旅順港に強大なる太平洋艦隊を浮べ、兵威を示してわが國を屈服せしめようとした。わが海軍の勝利 事ここに至つては如何とも仕様がなく、わが國は明治三十七年二月五日、已むを得ず國交を斷絶して自由行動を取ることを露西亞に通告し、同月十日、天皇は宣戰の大詔を煥發あらせられた。その前日、聯合艦隊司令長官海軍中將東郷平八郎の率ゐたわが聯合艦隊は、旅順港外及び仁川港外で敵の艦隊を破つて、その膽を寒からしめ、それより常に攻勢を取つて屢、旅順を襲ひ、四月十三日には、敵の旗艦をその港外で爆沈せしめて、司令長官海軍中將マカロフを戦死せしめた。またその前後二月下旬より五月上旬に亙つて、決死隊を募つて、三

旅順港口の閉塞
黄海の戦

蔚山沖の戦

港口閉塞事業
廣瀬武夫の戦死

たび壯烈なる旅順港口の閉塞を試み、八月十日わが封鎖を破つて、脱出しようとした敵の艦隊を、黄海に遮つて大いにこれを破つた。ついで海軍中將上村彦之丞の率ゐる第二艦隊も、また八月十四日蔚山沖の戦でウラジオストクに據つてゐる敵の艦隊を破つて殆んどこれを全滅せしめたから、海上権は全くわが手の中に歸するに至つた。

旅順港口の閉塞は、商船に乘組み、敵の砲丸を冒して適當なところまで突進し、自らこれを沈めてから端艇に乗つて還るといふ大冒険であつた。第二回の時、福井丸の指揮官であつた海軍少佐後中佐廣瀬武夫は、出發に際し、七たび生れて國に報ず。一死志堅し。再び成效を期す。笑を含んで船に上ると書き残してゆき、そして壯烈な戦死を遂げた。

遼陽沙河の戦

黒木爲楨

奥保鞏

遼陽沙河の戦 陸軍では(一)陸軍大將黒木爲楨の率ゐる第一軍は韓國に上陸し、五月鴨綠江を渡つて滿洲に入り、諸城を破つて遼陽に向ひ、(二)陸軍大將奥保鞏の率ゐる第二軍は、遼東半島に上陸し、

金州城占領
南山の戦

野津道貫

大山巖

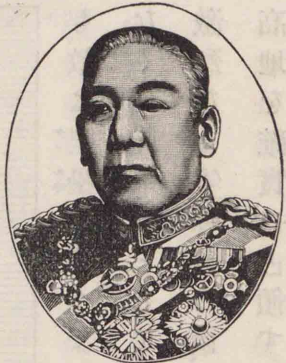
兒玉源太郎
遼陽の占領

クロバトキン

沙河の勝利

沙河の對陣

金州城を陥れ、南山を奪つて旅順の背後を扼し、これを救はうとして南下して來た敵を破つて、更に北方に



大山巖



クロバトキン

太郎等と共に、諸軍を統べて北上し、六日間の激戦の後、九月四日遼陽を陥れ、敵の總司令官陸軍大將クロバトキンを走らせ、十月新鋭を加へて大舉して南下して來た敵の大軍を、沙河附近に邀へ撃つて、また大捷を博し、敵の主力を破つた。それから日露の兩軍は、沙河

を挟んで近く相對峙してをつた。

凱旋のときの詩

険なるも豈攀ぢ難からんや。男子の功名克艱を期す。鐵血山を覆して山形改る。萬人齊しく仰ぐ爾靈山といふ詩をつくられました。大將は人格高潔純忠至誠武人の典型として仰がれましたが、後に凱旋のときには、王師百萬強虜を征す。攻城野戰屍山を作す。愧づ我何の顔あつてか父兄を看ん。凱歌今日幾人か還ると詠じてわが身を責められました。

前頁の寫眞は明治三十八年一月五日旅順要塞の外の水師營といふ村で、日露兩國の全權委員が會見して開城の規約を定めたときの記念撮影であります。中段向つて左から二番目が乃木大將、同三番目がスエッセル將軍であります。

奉天の會戰
クロバトキン
の決心
わが軍の活動

奉天の會戰 敵將クロバトキンは、沙河の戰の後、六十萬の大軍を集めて奉天に據り、連敗の恥を一擧に雪がうと思ひ、時機を窺つてをつた。これに對し、わが滿洲軍は最左翼に乃木希典の率ゐる第三軍を加へ、最右翼に陸軍大將川村景明の率ゐる鴨綠江軍を加へて、總軍四十萬となり、三十里に互る戦線をしいて、二月下旬から活動を起し、三面より奉天に押寄せて敵を包圍し、十四日間に互れ



滿州軍總司令部の奉天入城
明治神宮聖德記念繪畫館壁畫

昌圖まで追撃

未曾有の大戦

功 作戦計畫の成

陸軍記念日



滿洲出征の諸將

川村 景明	兒玉源太郎	乃木 希典	奥 保鞏	大山 巖	山縣 有朋	野津 道貫	黒木 爲楨
-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------

國に電報を打つて「予は包围せられたり」といつた。この會戦の後、三月十日を以て陸軍記念日とせられた。

る激戦をつゞけて、三月十日、全く奉天を占領し、逃げゆく敵を追撃して遠く昌圖シヤトにまで至つた。これを奉天の會戦といふ。

奉天の會戦は兩軍の兵數の多いこと、戦線の廣いこと、武器の新式なことに於いて、當時にあつては實に未曾有の大戦であつた。故にわが軍は十分に自重して戦機の熟するのを待つてゐたが、いよく動き出してからは、その作戦計畫が美事に成功して、敵の全軍を引包んでしまつた。この時、敵將クロバトキンは本

日本海海戦

太平洋第二艦隊
同第三艦隊
ロジェストウエ
ンスキー

日本海海戦

これより先き露西亞はバルチック艦隊の精銳を割いて、新に太平洋第二艦隊及び同第三艦隊を編成し、海軍中將ロジェストウエンスキーを總司令官として東洋に向はせ、敗殘の



東郷平八郎

由是固乃興廢
此の一致小存り
各員一層奮勵
努力せよ

東郷平八郎筆蹟

太平洋艦隊を助けようとした。この艦隊の目的は、旅順を救ふためであつたけれども、時機がおくれたので、旅順が陥つてしまつたから、一先づウラジオストツクに入らうとして、總數三十八隻、この年五月二十七日、白晝堂々として對馬海峽を通り抜けようしたから、兼てより、かくあるべしと待ち構へてゐたわが聯合艦隊司令長官海軍大將東郷平八郎は、四十餘隻の艦隊を率ゐ、鎮海湾の根據地から出動して、これを邀へ撃

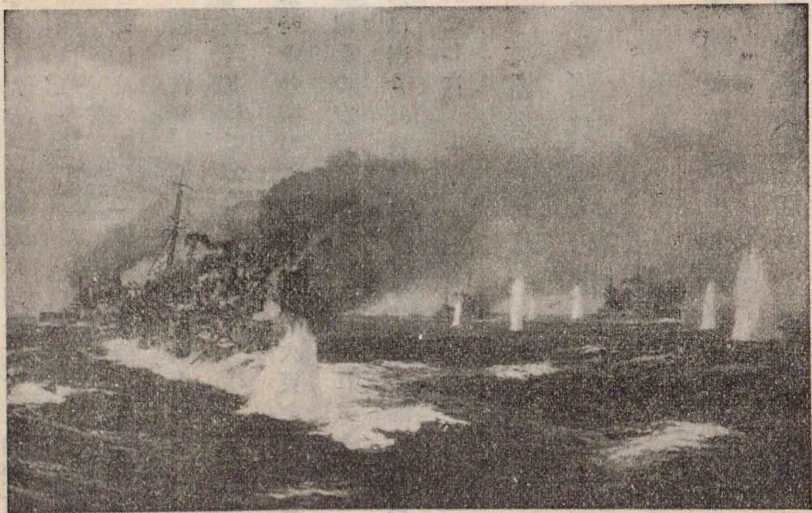
ネボガトフ

比類なき大海戦

敵艦隊の進路

ち、激戦數合、翌二十八日に至り、殆んど敵を全滅せしめ、負傷せる敵將ロジェストウエンスキー等を虜にし、これに代つた司令官海軍少將ネボガトフを降した。これを日本海海戦といふ。實に世界海戦史上に比類のない大海戦であつた。

日本海海戦は對馬海峽で始められたのであるが敵が果してここを通るか、それとも津輕海峽を通るか、宗谷海峽を通るかはその時まで、確かに判明りませんでした。故に、哨艦信濃丸から敵の進航を發見した知らせのあ



日本海海戦(東郷平八郎筆)

艦隊の出動を知らせた電文
旗艦の橋上に掲げられた信號

つた時、わが將士は踊躍して戰場に向ひましたが、その時東郷司令長官は海軍省に宛てて、「敵艦見ゆとの警報に接し聯合艦隊は直ちに出勤これを撃滅せんとす。この日、天氣晴朗なれども浪高し」と打電しました。そして兩軍が相接した時、司令長官は旗艦三笠の橋に「皇國の興廢此の一戦に在り。各員一層奮勵努力せよ」といふ信號旗を掲げました。共に千古不磨の名文として全世界に傳へられてをります。前頁に掲げた圖は、五月二十七日午後三時十分頃の實況で、中央の火災をおこして沈没しかけてゐるのが敵艦オスラビヤ號、その左後方に黒烟に包まれてゐるのは同スワロフ號、右方の二隻も敵艦で、隊形は四分五裂の有様です。この海戦の後、五月二十七日を以て海軍記念日とせられました。

樺太占領

樺太占領 同年七月わが陸軍の一部隊は樺太に上陸して、コルサコフ及びアレキサンドロフスクを陥れ、忽ちの間に全島を占領した。

ポーツマス條約

ポーツマス條約 亞米利加合衆國大統領ルーズヴェルトは、日露兩國の戦が久しくつゞいてゐるのを憂へて居つたが、日本海海戦

ルーズヴェルトの調停

兩國の全權委員

講和條約の要領
韓國におけるわが國の利益
樺太の割讓
租借地における



桂 太郎



トルエヴズール

の後、戦局の大勢が既に定まつたのを見て、兩國に向つて講和を勧めた。兩國の政府はその好意を容れて、これに應じ、わが内閣總理大臣桂太郎は、聖旨を奉じて外務大臣小村壽太郎、亞米利加合衆國駐劄全權公使高平小五郎を全權委員とし、露西亞政府の全權委員ウイッテ及びローゼン等と米國のポーツマスに會して和を議せしめ、同年九月五日を以て十五箇條の講和條約を結んだ。この條約によつて、(一)露西亞は、わが國が韓國において政治上、軍事上及び經濟上の卓越せる利益を有することを認め、(二)北緯五十度以南の樺太をわが國に割讓し、(三)旅順、大連及びその附近の租借權及び長春以

る利權等
沿海州の漁業
權

南の鐵道、及びこれに附屬せる炭
鑛をわれに譲り、(四)沿海州におけ
る漁業權をわれに與へることな
どを約した。これをポーツマス
條約といつてゐる。

第十五章 戦後の經營 諸

外國との關係

戦後の經營

戦後の經營 明治三十七八年

戦役は、わが國の運命を賭した大戦であつたから、戦勝の結果とし
て、わが國際的地位は大いに進み、わが國民の意氣は天に冲するば
かりに揚つた。天皇はこれを見そなはせられ、明治三十八年十月、
平和克復の詔の中において、**驕怠を戒め、勤勉力行によつて富強の**
論し 勤勉力行の御



ポーツマス會議と小村海軍大臣及びウイッテ

財政整理
鐵道國有
軍備擴張
義務教育年限
延長
殖産興業獎勵

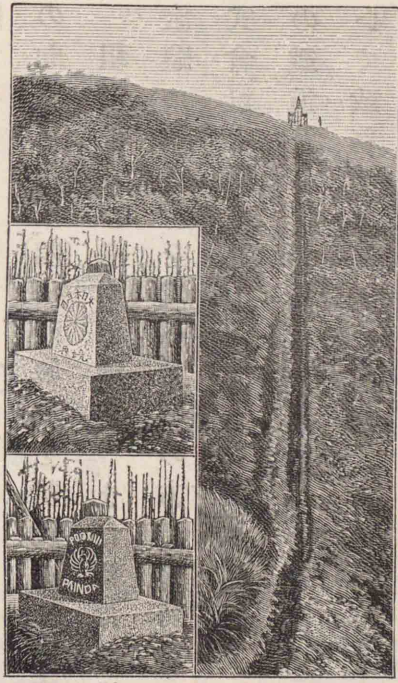
租借地及び樺
太の經營
旅順鎮守府
南滿洲鐵道株
式會社
關東都督府

樺太廳

基を固くすべき旨をお諭しになつた。政府は、國民と共にこの聖
旨を奉じ、一方には戦争によつて多額の國帑を費した後であるか
ら、財政の整理に力を盡すと同時に、他方には國運の發展に伴ふ種
種の施設をなし、(一)鐵道を國有として運輸機關を統一し、(二)海陸の
軍備を擴張して、陸軍を十九箇師團に増し、海軍は四十二萬噸の軍
艦を有することとし、(三)義務教育を六箇年に延長して國民の知識
の向上を圖り、(四)殖産興業を獎勵して國富の増進に努めた。

租借地及び樺太の經營 また新たに權利を得た租借地では、(一)
旅順に鎮守府を置いてその方面の防備に當らせ、(二)南滿洲鐵道株
式會社を設立せしめて、わが國が露西亞から譲り受けた長春以南
の鐵道、及びその附近の鑛山等を經營させ、(三)關東州に都督府を置
いて政務を統べさせ、(四)樺太にははじめ民政署を置いてこれを治
めさせたが、後これを樺太廳と改め、内地人の移住を奨め、漁業林業

等の發達を圖つた。



樺太日露境界標

樺太の北緯五十度における日露國境は、山を越え、谿をわたり、森林を貫いて、一直線に東西に延びてゐます。上圖はその天測境界標の兩面で、南面には大日本帝國境界の文字、北面には露西亞一九〇六年境界の露國文字が彫つてあります。

戊申詔書 これより先き、明治三十七八年戰役の前におけるわが國債は、五億六千萬圓であつたが、ポーツマス條約の結ばれたときには十八億七千餘萬圓となり、戰後の歳計豫算は戰前の三倍以上になつて六億圓を越え、國家の財政は随分困難であつたけれども、國民は戰勝に忸れて、ややもすれば奢侈に流れる傾があつた。天皇は深くこれを憂ひたまひ、明治四十一年十月十三日詔書を下して、忠實勤儉の風、信義醇厚の俗を奨め、たまひ、産業を治め、國運の發展に心を用ふべきことをお戒めになりました。世にこれを戊申詔書と申上げてをります。

戊申詔書
國債の増加
歳計豫算の増加
忠實勤儉の風
信義醇厚の俗

日露の國境
ハス
公使
外人教師
解

全 清國領土の保

露西亞の滿洲
撤兵
わが國の滿洲
還付

日英同盟の繼續

明治三十八年の改訂

協同動作

同盟期限

清國領土の保全

わが外交の大方針は、偏に東洋の平和を維持することにあつた。そのためには、清國の獨立及びその領土を保全することが最も必要である。故にわが國は、戰爭によつて占領してをつた滿洲の地から、露西亞の兵を撤せしめ、その地を清國に還してやつた。かくて明治三十三年清國事變以來、わが國の力めた清國領土を保全する目的の一部はここに漸く達せられた。

日英同盟の繼續

日英同盟のため兩國は共に今まで大きな利益を受けたので、いづれもその繼續を希望し、明治三十八年八月、互に議してその同盟條約を擴張し、東方亞細亞及び印度の平和を保つことを目的とする攻守同盟とし、(一)兩國の中の一國が、第三國から、その領土を侵される時には、他の一國は協同してその國と戦を交へること、(二)その同盟の期限は向ふ十箇年間であることを定め、日露兩國の講和談判の行はれてゐる最中にこれを發表した。後、

明治四十四年の改訂

交戦義務の取除け
同盟繼續期限

日佛協約と日露協約

二五六七年

二五七〇年

日米覺書の交換

明治四十四年七月になつて、形勢のうつりかはりに伴つて三たびこれを改め、(一)兩國中の一國が、第三國と仲裁裁判條約を結んだ場合には、他の一國は交戦の義務を負はないこととし、(二)そして今後なほ十年間同盟を續けることを約した。

日佛協約と日露協約 わが國は戦役の後、諸外國に對して、友誼を厚くし、平和を維持することに心を用ひた。そして露西亞は敵國であり、佛蘭西はその同盟國であつたことによつて、互に感情の圓滿を缺く嫌があつたから、わが國は、これを遺憾に思ひ、明治四十年先づ佛蘭西と協約を結んで東方亞細亞の平和と安寧とを保つべきことを約し、ついで露西亞とも同じ目的の協約を結んだ。後、同四十三年七月、わが國は更に露西亞と新協約を結んで、お互の親善を厚くした。

日米覺書の交換

亞米利加合衆國は、これより先、明治三十一年、

米國のフィリッピン諸島占領

その排日熱

覺書の要領

太平洋の平和

清國の領土保

清國における機會均等

小村外相取消

ケハル環洋鐵道布設

財界恐慌のため

未開地の日米交渉

南洋の死

フィリッピン諸島を西班牙より取り、また布哇を併せて、だんくわが國に接近して來たから、日米兩國の關係は次第に密接になつた。然るに彼の國人中には、わが國を誤解するものがあつて排日熱が盛んになり、つひには日米開戦の風評さへ傳へられたので、兩國政府はこれを憂へ、同四十一年十一月、覺書を交換し、(一)亞細亞及び太平洋における現状を維持して、兩國の商業が穩かに發達することを希望し、(二)清國の獨立及び領土を保全し、(三)清國內における商工業の機會均等主義を尊重し、互に平和を保つべきことを約した。かくしてわが國際的地位は、一層確實になり、東亞細亞方面のことについては、どこの國もわが國を擱いて單獨に行動することが出來なくなつた。

第十六章 韓國併合

第十六章 韓國併合

日露協約の交換 日露協約の交換 日露協約の交換

韓國の保護

韓國の保護 わが國は永い間、韓國の獨立を扶けて來たけれど、韓國は力が弱くて獨立を全くすることが出來ず、常に東洋における争亂の禍根をなして居るのだから、日韓兩國の幸福のために今まで通りで過すことが出來なくなつたので、わが國は、更に進んで



伊藤博文

これを保護するやうになつた。そのために凡そ四たびの約が重ねられた。(一) 明治三十七八年戰役の初めに、わが政府は韓國と議定書を交換して、韓國をして政治の改革については、わが忠告を容れさせることとした。(二) 明治三十八年十一月、わが國は韓國を保護國とし、その外交權を收め、統監府を京城に置き、十二月樞密院議長伊藤博文を統監に任じた。これから韓國の政治は次第に改まつて來たが、(三) 同四十年七月、韓國皇帝李熙が位を皇太子李坧に譲つ

四たびの約

議定書の交換

外交權を收む
統監府の設置

日韓併合の由來

内政の指導
司法權を收む

二五六九年

去 伊藤博文の薨



大正天皇韓國御訪問

たとき、わが政府は、更に日韓協約を結んで、統監をして韓國の内政をも指導せしめることとした。そして(四) 同四十二年、曾根荒助が統監となつてから、更にその司法權をもわが手に收めたから、保護は十分行届くやうになつた。

日韓併合の由來

けれども韓國の内
部はなほ動搖して、人心がとかく安らか
でなく、統監政治では永く治安を保つに
足りないことが漸く明かになつた。た

またま明治四十二年十月、前統監伊藤博
文は重要な任務を帯びて露西亞に往く

途中、滿洲のハルビン驛で韓國人に暗殺された事件が起つたが、こ
れは大勢に通ぜざるものが、わが保護の眞意を理解しないため

李容九
日韓合邦の請願

併合條約
寺内正毅

李完用

あつて、このままでは韓國民の幸福を進め、東洋の平和を保つことは出来ないから、更に一步を進めて日韓兩國を合一せしめねばならぬと考へるものが兩國の間に多くなり、韓國の一進會長李容九のごときは、最も熱心にこれを主張し、同年十二月、會員一萬餘人の連署した日韓合邦の建白書を韓國政府及びわが統監府にたてまつつた。

併合條約 ついで明治四十三年五月、陸軍大臣寺内正毅が統監を兼ねて、韓國に赴いた頃には、是非共兩國を合一すべき必要が切



寺内正毅

迫してゐたので、正毅は全權委員となり、韓國の全權委員内閣總理大臣李完用と協議して、八月二十二日つひに併合條約を結んだ。この條約によつて韓國皇帝は一切の統治權を永遠にわが天皇に讓

朝鮮の經營

朝鮮總督府

朝鮮貴族令

りたてまつり、天皇はこれを受けて、全く韓國をわが國に併合せられた。そして同月二十九日、天皇は詔書を發して、これを天下に告げたまひ、舊韓國皇帝もまたこれより後は、日本帝國の新政に服して、永く幸福を享くべきことをその臣民に諭された。

朝鮮の經營

天皇は、やがてもとの韓國皇帝李垠を王とし、皇太子李垠を王世子とし、太皇帝李熙を太王となされて、皇族の禮を以

てこれを待遇せられた。また韓國の國號を廢して朝鮮と改め、朝鮮總督府を置き、正毅を朝鮮總督に任じ、朝鮮貴族令をお定めになつて、李王家の人々及び國家に功勞のあつたものを貴族に列して華族令による有爵者と同等の禮遇を賜はつた。昔、天智天皇が半島を放棄せられてから、凡そ千二百五十年を経て朝鮮は再びわが



朝鮮總督府

國に歸し、東洋禍亂の源はこれによつて消えてしまひ、産業及び貿易は、その後著しく進歩し、新附の民は天皇の恩澤に浴して、永く平和を樂しむやうになつた。

面積と人口

朝鮮の面積は、約二十二萬一千平方キロメートル、その人口は約一千二百萬ありました。これを加へたので、わが國の總面積は約六十七萬四千平方キロメートル、その人口は約七千萬に達しました。

第十七章 明治天皇の崩御 大正天皇の即位

明治天皇の崩御

二五七二年

寶算

明治天皇の崩御 このやうにして、わが國運は、日に月に盛んになつていつたところ、明治四十五年七月、明治天皇は、¹⁹¹² 圖らず御病にお罹りになられたので、皇后は、晝夜御休息もお取りにならず、御看護あそばされ、國民は天を仰ぎ地に伏して御平癒をお祈り申上げたけれど、その甲斐なく、御病は次第に重らせたまひて、その月三十日、つひに崩御あらせられた。寶算六十一でおはしました。國民

大正天皇の即位

伏見桃山御陵

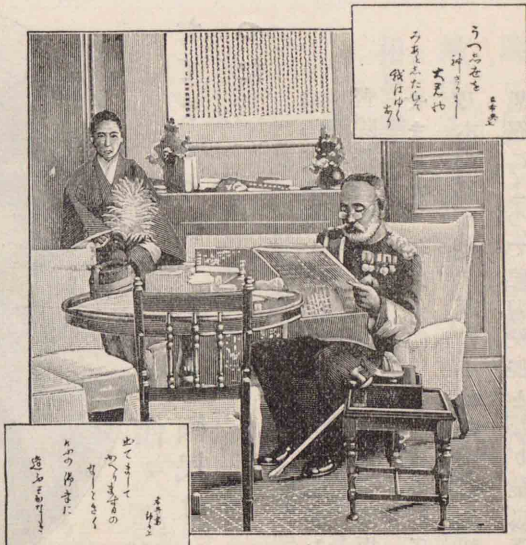
乃木大將夫妻の殉死



皇天治明の年晩

たてまつつた。そして國民は一年間の諒闇の喪に服したのであつた。

明治天皇の大喪儀の御鹵簿が、宮城をお出ましになる九月十三日の午後八時頃、學習院長陸軍大將乃木希典は、東京赤坂區表町の自邸で、自及して先帝に殉じまゐらせました。年六十四。その夫人靜子も、亦、夫に殉じて自殺しました。年五十四。乃木大將は長州藩の小祿の家に生れ、日清日露の戦役に大功をたて、明治天皇の御思召によつて學習院長となり、純忠至誠、一意君國のために働かれたのであつたが、



乃木大将夫妻及そびの辭世

その殉死によつて、多大の感動を國民全體に與へました。この圖は、その當日、大將夫妻が禮装して撮影せられたもの。歌は殉死の室内において、天皇の神靈に捧げまゐられたものであります。

うつし世を神さりました大君のみあとしたひて我はゆくなり

臣 希典上

出でましてかへります日となしと
きくけふの御幸に逢ふぞかなしき

希典妻 静子 上

大正天皇の御
踐祚
改元
朝見の儀

大正天皇の御踐祚 明治天皇の崩御あらせられた日、皇太子嘉仁親王は、直に御踐祚あそばされて大正天皇となられ、年號を大正と改め、翌三十一日朝見の儀を行ひ、祖宗の宏謨に遵ひ、憲法の條章により、統治の大權の行使を愆ることなく、以て先帝の遺業を失墜

昭憲皇太后の
崩御
二五七四年

伏見桃山東御
陵



昭憲皇太后

することなきを期する旨の詔をお發しあそばされた。

昭憲皇太后の崩御 然るに間もなく、大正三年四月十一日、昭憲

皇太后(明治天皇皇后)もまた崩御あそばされた。御年六十五でおはしました。五月二十一日、伏見桃山東御陵に葬りまゐらせた。皇太后は温良貞淑にましまし、學問教育を御獎勵あそばされ、坤徳一世に高く、明治天皇の御盛徳をお翼けまゐらせて、御内助の功が多くおはしましたので、國民は重ね重ねの不幸にあつて、また諒闇の悲しみに沈んだのであつた。

明治神宮は明治天皇昭憲皇太后を祭神として齋祀される官幣大社で、東京代々木

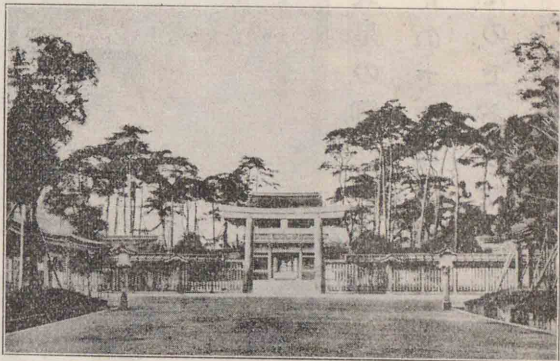
明治神宮

明治節

御即位の大典

二五七五年

紫宸殿の御儀



明治神宮本殿

に鎮座あらせられます。この圖は本殿でありまして菊花御紋章の神々しい中門を隔てて拜することが出来ます。大正九年十月、工を竣られました。神宮の境内に在る十數萬本の樹林は、日本全國からの獻木であります。明治天皇の御神徳は、年を経るに隨つていよいよ高く仰がれます。そして昭和二年に至り天皇の御誕生日なる十一月三日を明治節と御治定あらせられましたので、全國民は、毎年異常なる感激を以て、その日を奉祝してをります。

御即位の大典 引きつゞいた諒闇の

終つた後、大正四年十一月、大正天皇は神器を奉じて京都に行幸あらせられ、同月十日賢所を拜して御即位の旨を皇祖天照大神にお告げになり、紫宸殿にお出ましになつて、親しく即位の勅語を下され、内閣總理大臣大隈重信は、恭しく壽詞を奏し、終つて萬歳を三唱

大嘗祭

教育の普及

初等教育

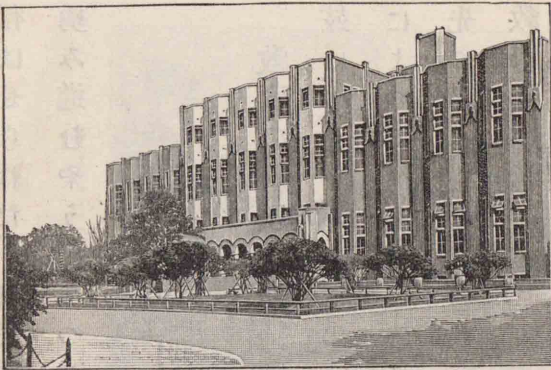
し、參列の内外諸臣及び全國の臣民は、一齊にこれに和して祝意を表したてまつつた。ついで同月十四日、天皇は大嘗宮で大嘗祭を行はせられた。國民はこの盛典を拜して、踊躍して新しい時代に勇み進むやうになつた。

第十八章 明治時代における文化の發達

教育の普及 明治時代は去つて大正時代は來たつた。よつて茲に、少しく今までの文化の發達を回顧することとする。但、場合によつては、その後のことに言及することもあらう。それに就て先づ考へられるのは、教育の普及の自覺しいことである。(一)初等教育は明治五年、學制が施行せられて、義務教育の方針が定まつて後、遍く全國に及び、邑ニ不學ノ戸ナク、家ニ不學ノ人ナカラシメンと仰せ下された聖旨は、殆んど實現されるに至つた。(二)これにつ

中等教育
師範教育
高等教育
實業教育
女子教育
教育勅語

れて中等教育も亦盛んになり、中學校・高等女學校などは全国各地に限なく設立された。(三)これ等の教育に従事する教育者は、府縣



東京帝國大學附屬圖書館

の立てた師範學校と政府の立てた高等師範學校とで養成されてゐる。(四)高等教育は近事著しく進歩し、高等學校・帝國大學及び農工商醫などの單科大學・專門學校をはじめとして、私立大學も數多く出來た。(五)實業教育もまた非常に發達した。(六)女子教育の普及も驚くべき程で、次第にその高等教育の機關も備はりつつある。そしてすべての教育は、明治二十三年十月三十日、明治天皇のお下しになつた教育に關する勅語に遵つて行はれてゐる。

私立大學

女子教育

學問の進歩
印刷術

西洋文化の輸入



福澤諭吉

私立大學の中、福澤諭吉の創めた慶應義塾今の慶應義塾大學、大隈重信の創めた早稲田大學のごときは幾多の人才を社會に送り出しました。昔の女子教育は、家庭と寺子屋とに限られてをたが、明治の末頃には、全国各地に多くの高等女學校が設けられ、各府縣には女子師範學校、東京奈良には女子高等師範學校があり、私立には成瀬仁藏の日本女子大學校をはじめ、各種の専門學校も建てられ、女子教育は長速の進歩をなしました。

學問の進歩

教育が盛んになるのにつれて、印刷術も大いに發達し、書籍・新聞・雜誌などの發行が便利になつて、學問の進歩を促した。初めの間は、知識ヲ世界ニ求メと仰せ下された御言葉の通り、西洋諸國の學問を取入れることに忙しく、わが國から、海外に留學するものが多く、外國の學者を招いて講義を聽くことも少くなかつたけれど、やがてこれを同化して獨創の研究を成すものが輩出

發明發見

世界文化の創造

し醫學上の發見や、軍器火藥の發明などに立派な業績を擧げるやうになつた。殊に東洋諸國及び自國の文化の研究は著しく進歩した。そしてわが國は西洋文化と東洋文化とを融合して、新たに世界文化を創造すべき重要な使命を有することの自覺が生じ、支那・印度・暹羅などの諸國から、わが國に留學に来るものも、年々増加した。

文學の趨勢

小説

尾崎紅葉
幸田露伴

評論

高山樗牛
西洋文學

坪内逍遙
森鷗外

俳句

正岡子規

新體詩

島崎藤村

土井晚翠



高山樗牛

文學の趨勢 明治の初めには、著しい文學の作品はまだ出なかつたが、中頃より後、小説には尾崎紅葉・幸田露伴があつて文壇の明星と呼ばれ、評論には高山樗牛があつて縦横の才筆を振り、西洋文學には坪内逍遙・森鷗外などがあつて多くの立派な翻譯をなし、俳句には正岡子規があつて新たに一派を開き、新體詩には島崎藤村・土

狩野芳崖は橋本雅邦と共に、明治新興畫壇の二大勢力でありました。この不動明王は熱烈なる信仰の一端をあらはしたもので、形よりも精神を主とし、古畫に囚はれず、自分の感で自由に描いており、強い力を備へてをります。

不動明王 (狩野芳崖筆)

東京美術學校所藏

俵藝天は藝術の女神でありました。竹内久一は、安政四年七月、江戸に生れた人です。明治十四年頃から度々、奈良に遊んで古彫刻を研究し、後、東京美術學校教授となり、帝室技藝員に任ぜられ、大正五年八月歿しました。この俵藝天は明治二十六年米國シカゴ萬國博覽會に出品せられたもので、奈良で製作されました。木彫、高さ七尺五寸、華麗なる極彩色を施した大作であります。

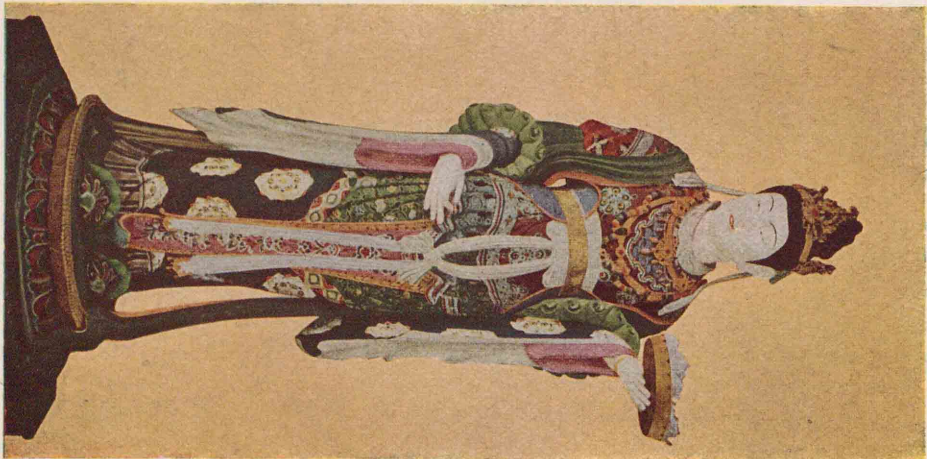
俵藝天 (竹内久一作)

東京美術學校所藏

不動明王



伎藝天



り、瓶には毒龍へござります。

りも静無主とし、古盤に囚ひせず、自らの瓢に自由の酒酌ごも
さ。この不動明王は徳勝なる雷尊の二歳をあらわすものか、新し
様様は須賀木無形と共し、即言濃興養堂の二大徳にござります。

不動明王 (養徳堂藏)

東京美術学校蔵

以五七、雅麗なる刺繍の織り物大袖にござります。

観音の出品せらるるものか、奈良の懸針らばまじり。木測、高ち十
五半八尺弱にまじり。この対懸天は即言二十六半米圍の女三萬圍射
穿し、約、東京美術学校蔵とあり、帝皇封懸員に由りさる、大五
尺の長にござります。即言十四半四尺の廻々奈良の懸ひは古澤懸と稱
対懸天は懸針の文様をござります。竹内久二君、衣類四半方尺、正

対懸天 (竹内久二君)

東京美術学校蔵

讀 書 (黒田清輝筆)

樺山伯爵家所藏

黒田清輝は明治時代の洋畫の中で、明星のやうに輝いてゐる作家であります。清輝は慶應二年鹿兒島に生れ、明治十七年巴里に滞在中繪畫を修め、歸朝の後洋畫展覽會を起し、多くの傑作を残しました。この「讀書」も同會出品の一つであつて、最も完成した作品であります。一人の少女が鑑戸から指す光線で書物を読んでゐるところで、特に手が巧に描かれ、ページを繰る右手の指などは極めて自然に出來てをります。大正十三年歿しました。年五十九。



書 讀

あり自然に出来てまゐります。大五十三半段しきり。半氏十代。
 本の註と光緒の書體を類するものあり、神功平次江口龍太郎、ノ一と號する年の註本とあは
 ず。この「類書」と同會出品の「くさくさ」は、量と宗類「くさくさ」品であります。一人の心支は體只
 高の半氏、即宮十半巴里の書中會書とあは、神功の翁半龍風會を興し、多くの書體を興し
 黒田常職が即宮和升の筆畫の中、即星のやうに取つてゐる外家があります。常職が遺墨二半風辰

齋 書 (黒田常職筆)

辨山自繪家祖齋

劇

井晚翠^{キベンスキ}などがあつて盛んに新しい詩界を開拓した。また劇壇では舊い^{フル}歌舞伎劇のほか新劇及び西洋劇が起り、その間に多くの名優を出した。

美術の發達

美術復興の氣運

日本畫

狩野芳崖

橋本雅邦

川端玉章

西洋畫

黒田清輝

美術の發達 明治の初めには、西洋文化を採り入れることに忙しかつたので、わが國固有の美術は殆んど顧みられなかつたが、鑑識力^{シキリヨク}のある西洋人が、却つてわが美術を賞讃するの^ニ刺戟^{シキ}せられて、明治十二三年頃から、古美術保存の急務が唱へられ、ついで官立美術學校帝室技藝員などが設けられたので、美術復興の機運が盛んになつた。日本畫には、狩野芳崖^{ハウガイ}橋本雅邦^{ハウカ}川端玉章^{カハタキヨウシヤウ}などの巨匠^{キヨウシヤウ}が出て多くの大作を成したが、一般に畫家は古來の諸流派の畫法を研究するほか、洋畫の長所をも参考して新しい畫風を開くことにつとめる傾^{カクムキ}があつた。洋畫には黒田清輝^{キョウケイ}のやうな名手があり、美術學校の洋畫科からは、新進の作家を多く畫壇に送り出した。

彫刻
高村光雲
竹内久一
建築及び工藝

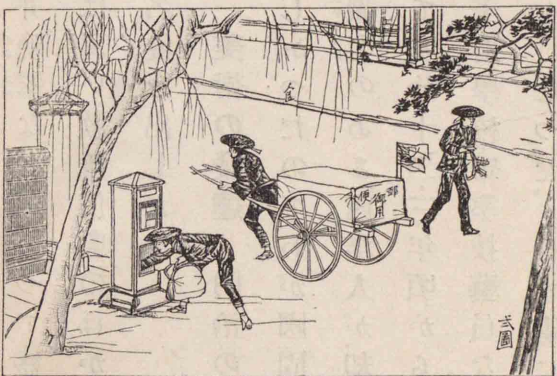
彫刻には高村光雲クワッソウ竹内久一などがあり、殊に木彫のほか、洋風の彫刻が著しく發達した。この外、建築、染織、陶器、漆器なども西洋風の影響を受け、一面には古雅な風を傳へると共に、他の一面には新規な趣を加へて進んで來た。そしてわが國產の中、西陣織、七寶燒の

ごとき工藝品は、世界の賞讃を博するやうになつた。

通信機關

郵便

電信



明治十五年頃の郵便

通信機關 郵便、電信、電話等の通信機關もまた目覺しい發達を遂げた。(一)郵便は明治四年、東京、京都、大阪の間に創められたが、明治五年全國に實施され、同十年には萬國郵便聯合に加はつた。(二)電信には陸上電信と海底電信とがある。陸上電信は、明治二年始めて東京、横濱間

電話

無線電信
無線電話

交通機關

鐵道
官設鐵道
私設鐵道

に設けられてから、漸く全國に普及し、同十二年には萬國電信聯合に加はつた。海底電信は、明治四年、丁抹テイマクの會社が、わが國の特許を得て沈設テイセツしたのが初めて、その後わが政府の力により、國內のほか外國との聯絡も出來た。(三)電話は明治十年始めて東京、横濱間に架設され、諸官廳の用に供されたが、明治二十三年東京電話交換局が設立されてから、一般に公開され、今日では全國に行き互つて、遠く隔つてゐる地方の通信も自由に行はれるやうになつた。

無線電信と無線電話とは、近年に至つて、特に發達したものである。

交通機關

鐵道、海運等の交通機關の發達も同様に著しいものであつた。

(一)鐵道には官設鐵道と私設鐵道とがある。官設鐵道は明治五年、東京、横濱間に敷設されたものが初めてであり、私設鐵道は明治十四年、日本鐵道會社が設立せられて事業に著手したのが初めてである。それ等の線路が錯綜サカザルし、その經營もまち／＼であつ

二五六六年

鐵道國有

海運業

三菱會社

共同運輸會社

日本郵船會社

二五五三年
大阪商船會社
東洋汽船會社



岩崎彌太郎

て經濟上にも軍事上にも不便が多かつたので、明治三十九年、政府は重要な鐵道を國有とした。その後ますます發達して鐵道網は全國に遍くなつた。(二)政府はまた海運業の發達に心を用ひ、明治八年、岩崎彌太郎の經營してゐる三菱會社を保護して、わが國の沿岸及び横濱、上海間の航路を開かせたが、三菱會社は、外國の汽船會社と競争して次第に勝を制し、社運隆々たる有様であつた。然るに別に共同運輸會社が出来て、三菱會社と激烈な競争を始め、その結果互に利益を害したから、政府はその間を調停し、明治十八年、この二大會社を合併して日本郵船會社を設立させた。それより郵船會社は、政府の保護の下に順潮に發達し、明治二十六年には、ボンベイ航路を開いて印度と交通をはじめた。その他、大阪商船會社、東

日清汽船會社

陸上の交通機關

電車

人力車

自轉車
自動車

飛行機

洋汽船會社、日清汽船會社なども、これと並んで盛んに内外國の航海に従事した。これ等の諸會社の航路は、今や遠く歐羅巴、亞米利加、濠太刺利にまで及んでをり、世界の主なる港には、わが國の商船の碇泊し、日章旗の翻るのを見ないところはないやうになつた。



明治初年の人力車

その他陸上の交通機關には、電車、人力車、自轉車、自動車などがある。電車は近來水力電氣事業の進むにつれて全国各地で用ひられ、大都市附近の鐵道では次第に汽車に代つて走るやうになりつつある。人力車は明治の初年から一般に行はれ、海外諸國にもひろまつていつた。自轉車は輕快なために、今では全國に互つて愛用されてゐる。自動車は、明治の末頃から次第に行はれ、今では乗用ばかりでなく、貨物運搬用としても盛んに利用されるに至つた。要するに交通機關は、人力の時代から機械力の時代に移つてゆくのである。なほ近頃、飛行機も通信交通機關として働くやうになつて來た。

産業の振興

農業

工業

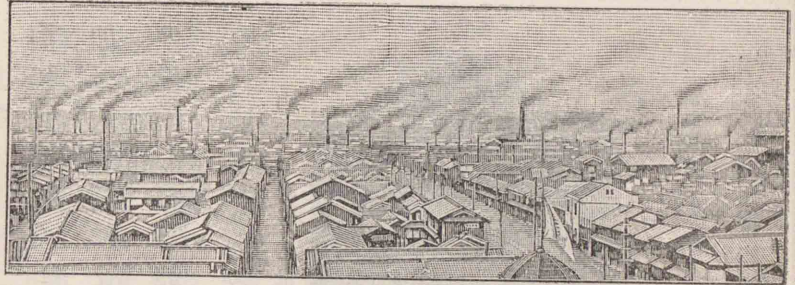
鑛山業

水産業

商業及び金融

内國産業

外國貿易



煙突の林立する大市場

横濱・神戸・新潟・長崎・函館の五港に限つて行はれてをつたが、今は朝

産業の振興 教育の普及・學問藝術の進歩・通信交通機關の擴張と相待つて、各種の産業は大いに發達した。(一)農業では土地の開墾が盛んに行はれ、耕地整理も次第に行届き、農産物の品質は改良され、その産額は増加した。(二)工業では機械工業が大いに興り、蒸氣力電氣力を應用して、製絲・紡績・製糖・造船等の大工業が相ついで盛んになつた。(三)鑛山業では金・銀・銅・石炭・石油等の採掘額が増加した。(四)水産業では近海だけにとどまらず、遠洋漁業が著しく進歩した。

商業及び金融 商業の發達もまた著しく、内

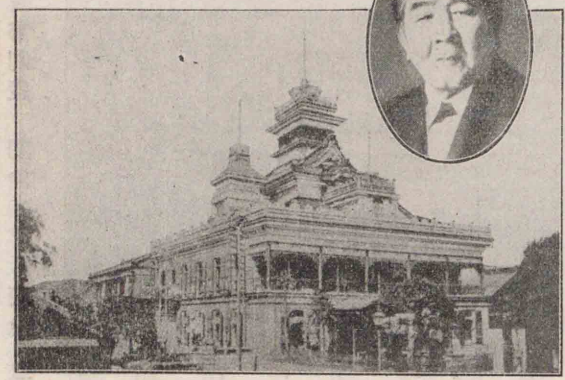
國では東京・大阪を中心とし、外國貿易は、初めは

銀行事業
貨幣制度

銀行

鮮の開港場をも合せ數へれば五十餘港に上り、銀行事業の發達したこと、貨幣制度が確立したこと、條約改正によつて關稅權が恢復されたこと等の爲に、貿易額は驚くべき増加を示してゐる。

銀行 明治のはじめ、政府は財政の急に迫られて、太政官札・民部省札・大藏省兌換證券開拓使兌換證券などの政府紙幣を濫發したので、これを整理し金融の疏通を圖るため明治五年國立銀行の設立を許しました。この銀行は一定の正貨準備を置いて紙幣を發行し得るものでした。その數は次第に増して同十二年には百五十三行となつたが、政府は兌換制度を確立するため、その新設をとどめ、明治十五年日本銀行條例を公布し、やがて日本銀行を以て兌換券を發行し得る唯一の中央銀行としました。その他の普通銀行・特殊銀行の數は、今は一千數百の多きに上つてをります。



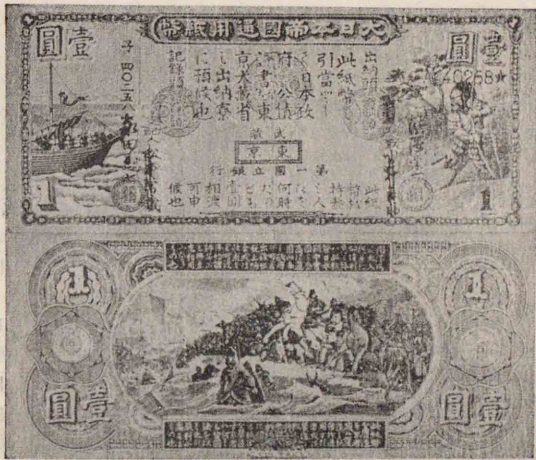
第一國立銀行と滙業

鮮の開港場をも合せ數へれば五十餘港に上り、銀行事業の發達したこと、貨幣制度が確立したこと、條約改正によつて關稅權が恢復されたこと等の爲に、貿易額は驚くべき増加を示してゐる。

貨幣制度

貨幣制度

明治四年政府は造幣寮を設け、新貨條例を布き、金本位制を定め、補助貨



第一國立銀行紙幣

幣として銀貨銅貨を鑄造しました。併し實際は、中々行はれなかつたが、明治三十年、始めて確實に金本位制を實行し、幣制を完備せしめました。貨幣の本位貨幣といふのは、國際貿易に無制限に用ひられるものであり、補助貨幣とは國內だけに流通し、また使用額に制限のあるものであります。今の本位貨幣は即ち金貨であり、補助貨幣は銀貨白銅貨銅貨であります。また日本銀行兌換券には壹圓五圓拾圓貳拾圓百圓などがあり、いづれも金貨と兌換引き換へるす

第一國立銀行と濫澤榮一

前頁に掲げた第一國立銀行は今の第一銀行の前身で、その建築は、當時非常に珍らしがられたものでした。また濫澤榮一は第一國立銀行の創設者で、それより永く實業界に雄飛し、わが經濟財政の進歩に多大の貢獻をなしました。夙に經濟と道徳との融合を唱へ、世道人心の醇化にも力を盡しました。

一九一四

一八八四

一八七三

一八七二

一八七〇

一八六八

一八六六

一八六四

一八六二

一八六〇

一八五八

一八五六

一八五三

一八五〇

一八四八

一八四六

一八四四

一八四二

一八四〇

一八三八

一八三六

一八三四

一八三二

一八三〇

一八二八

一八二六

一八二四

一八二二

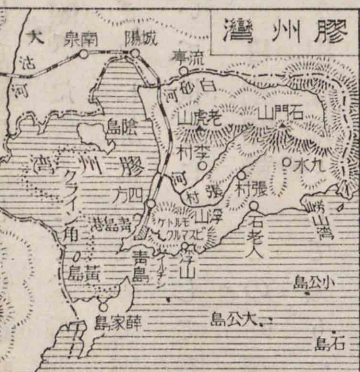
一八二〇

世界大戰の發端

三國同盟 三國協商

二五七四年

開戦



第十九章 世界大戰 日支條約

世界大戰の發端 歐羅巴では、獨逸、奧地利、伊太利の三國同盟と、露西亞、佛蘭西の二國同盟とが永く相對立して、均勢を維持してをたが、その中に獨逸の國運が非常に進んで來たので、英吉利は大いに不安を感じ、露西亞及び佛蘭西と協商を結んで、豫めこれに備へてをつた。然るにたまたま大正三年六月、奧地利に對して怨み

を懷いてゐるバルカン半島中のセルビアの一青年が、奧地利皇儲夫妻を暗殺した事件がおこり、七月下旬にこの兩國の間に戦端が開かれるに當つて、露西亞は、セルビアを援けて、奧太利に對し戦備を修めたから、奧地利の同盟國である獨逸は、露西亞に對

獨逸側 同盟軍 独逸

日獨開戦

日獨開戦

日獨開戦

日獨開戦

日獨開戦

宣戦の大詔

膠州灣及び太平洋方面の勝利

利人使

ハ、四、グリーン

ハ、七、グリーン

ハ、九、グリーン

ハ、一〇、グリーン

ハ、一一、グリーン

ハ、一二、グリーン

ハ、一三、グリーン

ハ、一四、グリーン

ハ、一五、グリーン

ハ、一六、グリーン

ハ、一七、グリーン

ハ、一八、グリーン

ハ、一九、グリーン

ハ、二〇、グリーン

ハ、二一、グリーン

ハ、二二、グリーン

ハ、二三、グリーン

ハ、二四、グリーン

ハ、二五、グリーン

ハ、二六、グリーン

ハ、二七、グリーン

ハ、二八、グリーン

ハ、二九、グリーン

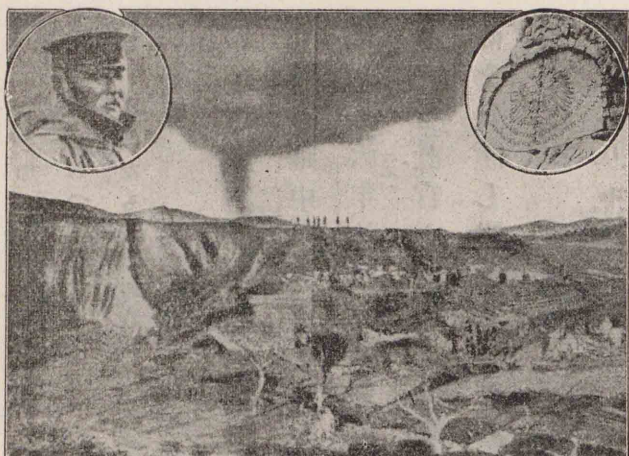
ハ、三〇、グリーン

膠州灣占領

獨逸領南洋諸島の占領

英國海軍援助

青島要塞攻撃



青島要塞の攻撃

月七日、これを陥れて全く膠州灣を占領した、またわが艦隊の一部は、別に南洋に向ひ、獨逸領たるマーシャル群島及びカロリン群島を占領して、南洋における敵の根據を覆し、英吉利の海軍を援けて、或は兵員の輸送を援護したり、或は獨逸の艦隊を壓迫したり、太平洋印度洋を縦横に航走して、大いに力を盡すところがあつた。その中に英吉利艦隊は、印度洋及び南亞米利加東西の兩海岸で、獨逸の艦隊を全滅したから、東洋及び南洋における獨逸の勢力は全く無くなつてしまつた。

この圖は、わが軍が青島要塞の背面から攻

磨崖の記念碑
神尾光臣

地中海方面出動

二五七七年

撃を加へ、敵の火薬庫を爆發せしめたところ。右上の圖は青島の磨崖の占領記念碑であつて、はじめ獨逸がこれをつくり後わが軍がその上に、占領の年月日を彫りつけたものである。また左上の寫眞は、青島攻圍軍司令官陸軍大將神尾光臣である。

地中海方面出動

歐洲では戦局の擴まるにつれて、獨逸の潜航艇は、地中海方面に出沒して暴威を逞うした。そこでわが海軍は大正六年、特務艦隊を遠く地中海方面に派遣し、英吉利地中海艦隊司令長官と協議し、聯合國海軍と力をあはせて、敵艇を攻撃し、通商を保護し、聯合軍のために多大の力を盡して大戦の終局にまで及んだ。

シベリヤ出兵

二五七八年

露西亞は屢、同盟軍のために破られたが、大正六年、革命が起つて、その帝室は倒れ、過激派が政權を掌握して、翌七年三月、獨逸と單獨に講和を結んだ。これより先きチエツコロスロヴァック族は、奧太利の支配から離れて獨立しようと志し、その軍は露

原因
シベリヤ革命
露西亞の單獨講和
シベリヤ革命
露西亞の單獨講和
シベリヤ革命
露西亞の單獨講和

シベリヤ出兵
露西亞の單獨講和
シベリヤ革命
露西亞の單獨講和

1. 工場
2. 商業
3. 銀行
4. 貨物
5. 郵便
6. 電信
7. 電話
8. 交通
9. 衛生
10. 教育
11. 宗教
12. 慈善
13. 遊藝
14. 賭博
15. 酒類
16. 煙草
17. 鴉片
18. 賭博
19. 酒類
20. 煙草
21. 鴉片

西亞に降伏して、却つて同盟側と戦つてをつたが、過激派が同盟側と和するに及んで、彼等は露西亞に居ることが出來ず、シベリヤを経て太平洋に出で、更に歐洲の西部戰場に出陣しようとしたところ、過激派に妨げられて進退に窮し、その上獨逸の勢は次第に極東にまで及ぼうとする形勢を示した。そこでわが國は、米國の提議に應じ、同年八月、シベリヤに出兵し、聯合國の派遣軍と共にチエツコロスロヴァック軍を援け、過激派などを擊破し、シベリヤの秩序回復に努めた。

講和條約 亞米利加合衆國は、久しく局外中立を守つてゐたが、大正六年また戦に加はり、大兵を歐洲に送つたので、聯合軍の勢が大いに振ひ、同盟軍の勢は次第に衰へた。殊に獨逸、奧地利などの國民は、五年間に互る戦に疲れて、革命を起し、大正七年十一月、聯合國に降伏して休戰條約を結ぶに至つた。ここにおいて亞米利加

大正七年
講和條約
米國の參戰
東方列強の農政
チエツコロスロヴァック軍
東進援助
休戰條約

二五七六年



袁世凱はわが國の南滿洲東蒙古における特種の地位及び利益を認めることなどを約した。その翌五年六月袁世凱は死し、その後、今に至るも支那の内争は中々治ま

らない。

この日支條約は、列國殊に米國に不安の感情を起させる虞があつたので、わが國は特命全權大使子爵石井菊次郎を米國に特派して諒解を求めさせた。そして大正六年十一月、五ひに外交文書を交換し、(一)米國はわが國が支那、殊にわが國の所領に接續する地域において特種の利権を有することを認め、(二)兩國は共に支那の獨立を保全し、その門戶開放と、商工業の機會均等主義とを支持することを宣言した。

日米の共同宣言
石井菊次郎
二五七七年
宣言の要領

皇太子裕仁親王殿下の御外遊
二五八一年

御歸朝

第二十章 皇太子殿下の攝政 外國關係

皇太子裕仁親王殿下の御外遊 わが國際的地位が次第に高くなつてゆくに當り、大正十年三月、皇太子裕仁親王殿下は、御見聞を弘め、各國との御親和を厚くせられようとして、閑院宮載仁親王殿下、伯爵珍田捨巳等を従へて親しく海外巡遊の途に上りたまひ、英國をはじめ、佛



皇太子殿下英下國軍御隊閱兵

皇太子の御外遊は、今まで一度もなかつたことであつたから、國民

國民の感激

一五八二年

ジョッフル元帥の來朝
エドワード親王の御來朝

皇太子殿下の攝政

大正天皇の御不例



今上天皇陛下と英國皇帝陛下

は熱心に御旅程の平安を祈りまゐらせ、御歸朝をお迎へしたときは、感極つて落涙するものもあつた。その御答禮として、翌十一年一月には、世界大戦の名將たる佛國元帥ジョッフル將軍が來り、同年四月には、英國皇太子エドワード親王殿下が來朝せられ、いづれも朝野の熱心なる歓迎を受けられた。

皇太子殿下の攝政 これより先、天皇は

御踐祚以來、内外の政務多端を極められ、御宸襟を勞せられること多く、御即位の後、御病にかからせられ、久しきに亙る御不例癒えさせたまはず、つひに大政を親したまふこと能はざるに至られた。ここに於いて皇太子殿下は御歸朝の後、間もなく、同年十一月二十

皇太子攝政御就任

國民の理想

ワシントン會議

軍備の競争
ハーディングの提議

加藤友三郎

五日、皇室典範の規定により、大命によつて、攝政に任ぜられたまひ、すべての國務を決裁あそばされることとなつた。國民はその御英姿を仰ぎ、御聰明と御仁徳とを慕ひまゐらせ、新しい希望を以て悦び、勇んで各自の業務に精勵したのであつた。

ワシントン會議 世界大戦は收まつたけれども、各國の軍備競争は容易にやまず、不安の空氣が到るところに漂ひ、殊に極東及び

太平洋の問題は、日英米間の争の源となる虞があつた。米國大統領ハーディングは、これ等の不安を除き、世界の平和を全うするた



加藤友三郎

め、大正十年ワシントンにおいて、軍備の制限及び極東と太平洋とに關する會議を開かうと提議し、わが國及び外八箇國の賛同を求めた。わが國は悦んでこれに應じ、海軍大臣加藤友三郎貴族院議長

德川家達
幣原喜重郎

德川家達駐米全權大使幣原喜重郎等をして、これに参列せしめた。會議は同年十一月より翌十一年二月まで續き、左のごとき事項を議定した。

海軍制限

(一)海軍制限 日英米佛伊の五大國は、軍備の競争を止めるため、

現在の海軍主力艦を基礎として、これに五・五・三・一、七・五・二、七・五の比率を定め、各國共に今後十年間製艦を休むことになつた。

太平洋諸島の軍備制限

(二)太平洋諸島の防備制限 日英米の三國は、互に太平洋諸島の防備を現状維持にとどめ、これを擴張しないこととした。

四國協約

(三)四國協約 日英米佛は、太平洋において領有する島嶼の權利を互に尊重し、紛議を生じた場合には、四箇國の協同會商によつてその解決を圖ることとした。

日英同盟の廢棄

(四)日英同盟の廢棄 四國協約の實施と同時に、明治四十四年締結された日英同盟は效力を失ふこととした。

支那問題

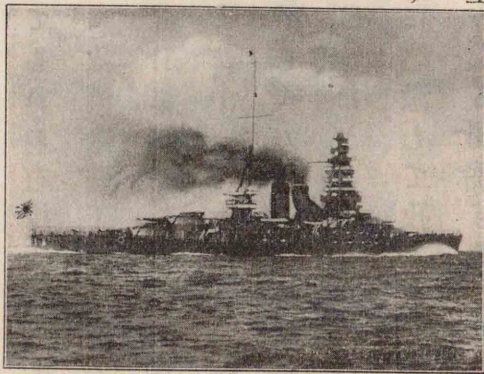
(五)参加した九箇國は、支那の主權と領土とを尊重し、その關稅率改定を承認することとした。

膠州灣還付

(六)膠州灣還付 尙ほわが國は、膠州灣地方を支那に還付することとした。

この會議で決定された事柄に就ては、わが國にとつて不滿なことが少なくなかつたけれども、世界平和のため、わが國は快くこれを承認したのである。

この會議のとき、米國はわが軍艦陸奥を廢棄させようとしたところ、わが加藤全權委員は極力反對して、つひにこれを全うしました。陸奥は排水量三三、八〇〇噸、四〇糎砲八門を有する堅艦であります。その後その姉妹艦に長門があります。



軍艦陸奥

關東大震災

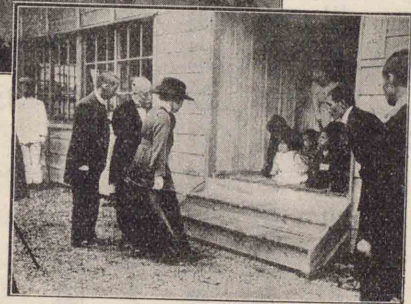
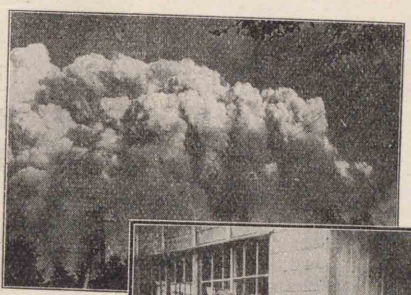
二五八三年

關東大震災 大正十二年九月一日、突如として關東地方一帯に

未曾有の災禍

大震災が起り、東京横濱等には、これに伴つて大火災を生じ、炎焰滅せざること三晝夜に及び、死傷數十萬、焼失戸數五十餘萬、財産の損失數十億圓に上り、明治維新以來五十餘年に互つて築き上げた文化の大殿堂は、一朝にして崩壊し去つたやうに思はれた。實にわ

大震災當日東京市上空の怪雲



皇后陛下(今の皇太后陛下)罹災民を御慰問あらせらる

が國未曾有の災禍であつて、その慘狀は目も當てられぬ有様であつたが、天皇は直に救済金一千萬圓を賜はり、同月十二日には帝都復興の詔書を下したまひ、十一月十日また國民精神を作興し、國力の振張を期する詔書を賜はつた。これを拜した國民は聖旨に感激して孜々として復興に努め、少しも屈撓することが

皇室の御仁慈
帝都復興の詔書

國民精神作興の詔書

國民の意氣

内外の同情

皇后陛下の御仁慈

皇太子妃殿下册立

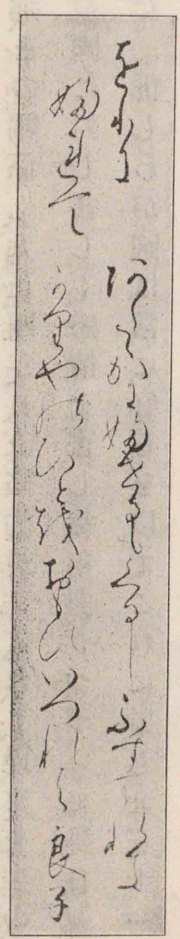
をりにふれて
あたゝかにふせるもくるし
ふすまなきかりやのひとを
おもひいづれば
皇子

なかつた。

この慘禍にあつたとき、全國民は、各々奮つて救援に力を盡し、海外諸國も亦厚い同情を寄せて種々の物資を寄贈して來ました。この時におけるわが國民精神が緊張した有様は、まことに頼もしいものでした。ここに掲げまゐらせた皇后陛下の寫眞は、同年九月三十日、日本赤十字社病院の假屋に收容せられてゐた兒童を御慰問あそばされたときのものであります。

皇太子妃殿下册立 大正十三年一月、久邇宮良子女王殿下を册立して皇太子妃殿下とせられた。皇太子妃殿下は淑徳高く、御仁慈深くいらせられたので、國民はこの御慶事を拜し、大震災の痛手をも忘れて悦びあつた。そして特に儀禮を簡素にあそばされたことに就いて、勿體なく思つて感泣した。

皇太子妃殿下(今皇后陛下)御自筆短册



支那との關係

支那の排日運動

膠州灣の還付

對支文化事業

米國移民問題

排日運動

二五八四年

日本人移民制限法

支那との關係 大正四年、日支條約が結ばれて以來支那の國民は、わが國に對し、甚しく感情を害し、毎年引きつづいて排日運動を起した。併しわが國は常に好意を以てこれに對し、大正十一年ワシントン會議の後、約に従つて膠州灣地方及び山東鐵道を支那に還付し、在留の軍隊を引揚げ、同十三年よりは、明治三十三年清國事變の賠償金などを支那の文化開發事業の資となし、つとめて兩國の親善を圖つてゐる。

米國移民問題 米國は、わが國に對しては、最初より親善關係を保つてをつたが、明治四十年頃以來、排日の運動が漸く行はれ、かの國に移住して勞役に従事してゐるわが國民を冷遇し、次第にわが移民の權利を奪つた。そして大正十三年に至り、市民たるを得ざる外國人の入國を禁止し、再渡米者商人、大學教授官吏、大學生、旅行者を除き、その他すべての日本人の渡米を禁止する新移民法が制

日露の交渉

新日露協約

二五八〇年
ニコライエフ
スクの虐殺事
件

定せられわが國の熱烈なる反對もその效を奏せず、同年七月一日から、實施されることとなつた。

日露の交渉 世界大戰が起つて後、わが國は、露西亞に多額の軍需品を供給して、援助に力を盡したから、露西亞は深くわれを徳とし、大正五年七月、新たに條約を結んで、日露の兩國は相對抗することなく、また互に承認した領土權及び特殊利益の擁護のためには相協議すべきことを約した。然るにその後、露西亞は革命によつて共和國となり、わが國はチェッコスロヴァック軍を援けるためにシベリヤに出兵し、ヴェルサイユ講和條約が成立するに及び、少しく兵を引揚げたところ、大正九年三月、ニコライエフスクで露國過激派のために、わが守備隊在留民七百名程が虐殺せられた。そこでわが政府は、尙ほ兵をとどめて、沿海州の一部と樺太の北部とを占領し、過激派が政權を掌握してより、彼我兩國の國交は斷絶した

二五八五年
國交の回復

ままになつてゐるので、同十一年秋に至り、とにかく、北樺太以外の撤兵を行ひ、翌年より、露國の勞農政府と交渉を開き、同十四年二月に至り、漸くその國交を回復し、再び條約國として交際することとなり、わが國は北樺太からも兵を撤し、また露國の領内で種々の利權を得ることとなつた。

大正天皇の御治世

大正天皇は、明治天皇の第三皇子でおはし



大正天皇

まし、明治十二年八月御降誕、同二十二年十一月立太子、大正元年七月、御踐祚、第二百二十三代の皇位に登らせたまひ、世界大戰に際しては、國威を遠く海外に發揚し、ワシントン會議に當つては、太平洋の平和を確保せしめられたから、國民は御聖澤に浴し

國力の發達



皇太后陛下

て、關東大震災の大難にも屈せず、日進月歩、國運を隆昌ならしめることに努めたのであつた。そしてこの間に産業は興り、通信交通の機關は整ひ、學問、教育は進歩し、文學、美術は新し味を帯びて發達した。

今左に明治初年と大正末年との國力の發達を表示して、参考に供しま

(1) 面積	明治元年	約二四七九四方里	大正十四年	約四三、七〇三方里
(2) 人口	明治五年	約三、三一一人	大正十四年	約八、三四五萬人
(3) 歳入	明治元年	約三、〇五〇萬圓	大正十四年	約一五、二四九八萬圓
(4) 輸出	明治元年	約一、五五五萬圓	大正十四年	約二三、〇五八九萬圓
(5) 鐵道	明治五年	約一八哩	大正十四年	約一〇、四〇〇哩
(6) 商船	明治十一年	約四三、八九九噸	大正十三年	約三、四九六、二六三噸

大正天皇の崩御

二五八六年

大正天皇の崩御 天皇の御治世の下にあつて、わが国力は非常に伸びていつたから、國民は擧つて聖壽の無窮を祈りまゐらせた。甲斐もなく、御病つひに癒えさせたまはず、大正十五年十二月二十五日、相州葉山の御用邸において崩御あらせられた。實算四十八歳でいらせられた。

第二十一章 昭和の大御代

今上天皇陛下御踐祚

改元
朝見式の勅語

今上天皇陛下御踐祚 皇太子裕仁親王殿下は、久しく攝政の大任に當らせられ、天皇の御快癒をお待ちあそばされてをられたが、その御登遐あらせらるるに及び、御踐祚あそばされて、第二百二十四代の天皇となりたまひ、年號を昭和と改められた。そして朝見式の勅語において、時代の趨くところを教へたまひ、浮華ヲ斥ケ質素ヲ尙ヒ摸擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乗シ日新以テ

多摩御陵

御即位の大禮

二五八八年

更張ノ期ヲ啓くべきことを戒め諭したまはつた。 ついで昭和二年二月八日、先帝を多摩御陵に葬りまゐらせた。

御即位の大禮 越えて昭和三年十一月、天皇陛下は皇后陛下と共に、神器を奉じて京都に行幸あらせられ、同月十日、親しく賢所を拜して御即位の旨を皇祖天照大神に告げたまひ、また文武百官を從へて紫宸殿に出御せられ、高御座に登つて、左の勅語を賜つた。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ
恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ語ク
皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率中テ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民禮ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ
皇祖考古今ニ暨ミテ維新ノ鴻圖ヲ關キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘

シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ
朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進ムムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祚ヲ益サムコト



今上天皇陛下

ヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘカヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ朕力志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

した。尋で十四日、天皇は莊重なる大嘗祭を行はれ、御自ら天神地祇を祭りたまひ、それより大饗を催され、伊勢神宮畝傍山東北御陵・伏見桃山御陵・多摩御陵等を親謁あらせられ、御大禮を終へさせら

大嘗祭
大饗

れた。

伊勢神宮式年御遷宮

翌四年十月、伊勢神宮の式年御遷宮が行

はれた。伊勢神宮は、滿二十年毎に御遷宮を行はせられる定め



皇后陛下

あり、曩には明治四十二年を以て執行はせられたが、この度皇大神宮並に豊受大神宮共に、西の御敷地の新殿に御遷りあそばされたのである。儀式は深夜に行はれ、まことに神々しかざりであつた。かくして神

路山の緑いよく濃かに、五十鈴川の流ますく、清く、神威の尊嚴は一きは輝かしく拜せられるのである。

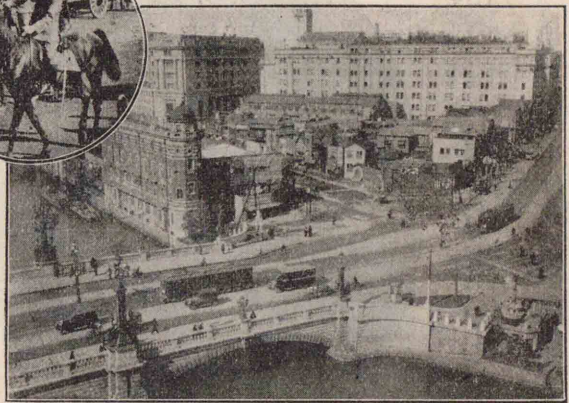
關東大震災の後、帝都の復興は、國運の消長と密接な關係があるので、政府は特に復

伊勢神宮式年御遷宮
二五八九年

帝都復興

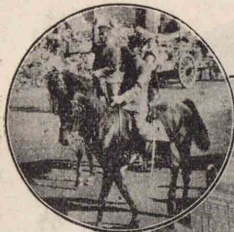
二五九〇年

興局を置いて日夜力を盡し、昭和五年に至り漸く完成に達することが出来ました。



近附橋本日の後興復と察視御地災罹の下殿宮政攝

因つて、三月二十四日、東京市は盛大なる祝典を
1900
舉行し、天皇陛下は、特に市中を御巡覽あそばさ
れて、その成功を嘉賞あらせられました。ここ
に掲げまゐらせた圖の中、上圖は大正十二年九
月十五日、陛下當時攝政宮殿下が親しく騎馬に
て罹災の銀座通を御巡視あらせらるるところ、
下圖は復興後における日本橋附近一帶の壯觀
であります。彼の慘狀と、この壯麗とを比較す
れば、そぞろに隔世の感があり、新興の勢力の
勃^ボ勃^ブとして盛んなことを、心強く覺えます。日本
橋の中央丁度電車が通りかゝつてゐるところ
にある銅柱は大日本里程元標です。また左正
面に見える大きな建物は百貨店三越です。



ジュネーヴ會議

ジュネーヴ會議

外交のことについては、ジュネーヴとロンドン
Geneva London

二五八七年

齋藤實

ンとに二回の軍備縮小會議があつた。これより先、米國はワシントン會議で、海軍の主力艦に就いての協定を成し遂げたから、更に補助艦に就いても協定をしようと思ひ、大統領クーリッヂは、自ら主唱となつて、昭和二年六月、瑞西のジュネーヴにおいて、日英米三國の會議を開いたのである。このとき、わが國は朝鮮總督海軍大將子爵齋藤實、駐佛大使子爵石井菊次郎等を出席させ、四十餘日に互つて協議を重ねたけれど、相互の意見が一致せず遺憾ながら決裂してしまつた。

ロンドン會議

二五九〇年



若槻禮次郎

ロンドン會議
ジュネーヴ會議は不幸にして決裂に終つたけれど、列國は共に海軍の建艦競争の起るべき事を憂へてをつたつたので、此度は、英國政府が主唱となり、昭和五年、ロンドンにおいて日英米

若槻禮次郎

佛伊等の諸國は海軍軍備縮小會議を開いた。わが國は、前内閣總理大臣若槻禮次郎海軍大臣財部彪駐英大使松平恒雄等を出席させ種々協議の結果補助艦の比率を日六、九、英一〇、米一〇と定め、各國共に批准を終つた。その條項に就いては、不満足なところもあつたけれど、一は以て世界の平和に貢献し、一は以て國民の負擔を輕減せんが爲に、これを協定したのである。但、この條約の有効期限は昭和十一年までであることを記憶せねばならない。

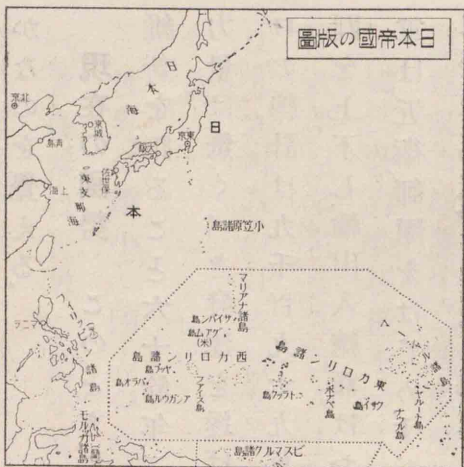
大正より昭和へ

大正時代文化の特質

(一) 守成紹述の精神

大正より昭和へ 顧みれば、大正時代は現代を導き出す過渡時代であつて、その文化には三つの性質があつた。その一は守成紹述の精神である。その二は國民的自覺の發揚である。その三は轉回進歩の機運である。守成紹述の精神について、大正天皇は大正元年七月三十一日、朝見式の勅語におかせられて「祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺

(二) 國民的自覺の發揚



日本帝國の版圖

日本帝國の版圖

業ヲ失墜セサルムコトヲ期ス」と仰せられてゐる。その御聖旨を奉體する政府竝に國民は、齊しく明治維新以來の大業を引繼いで、これを立派に完成することに努力したのである。國民的自覺は、日清戦役、日露戦役のとき大いに發揚したが、世界大戦によつて一層自國の力量を信ずるやうになり、殊に關東大震災によつて深刻なる反省を促されたので、いよ／＼と自國の立場を確實にする必要を感じるに至つた。このやうにして、明治時代の文化を紹述した上に、國民的自覺が著く加つて來たので、たゞに紹述にとゞまらず、一步を進めて、やがて來るべき時代に向つて、轉回進歩の機運を開くやうに

(三) 轉回進歩の機運

創造的精神の躍動

なつた。この機運に乗じて昭和の大御代は展開して來たのである。明治維新以來絶えず現れて來た創造的精神は潑刺として大いに躍動しつゝある。われ等の前途は洋々として眼界の頓に爽かなのを覺える。

現在の國勢

現在の國勢

このときに當り、わが現在の國勢を省みるに、明治維新を距ること六十餘年、三代の天皇の御統治の下に、わが帝國の力量は驚くべき發達を遂げ、領土の面積は四萬三千七百餘方里、人口の總計は九千九百九十九萬餘人に達し、政府の歳計は年に十五億圓を上下し、輸出入總額はおよそ三十億圓内外を示してゐる。陸軍は近衛師團をはじめ、すべて十七箇師團を有し、常備兵員は約二十三萬人である。海軍は全國の海岸及び海面を第一、第二、第三の三海軍區に分け、横須賀、吳、佐世保の三鎮守府がこれを管轄し、別に關東州の海岸、海面を關東州海軍區として、佐世保鎮守府に、南洋

面積

人口

歳計

陸軍

海軍

國民教育

諸島委任統治區域の海岸、海面を南洋海軍區として、横須賀鎮守府に管轄せしめてゐる。その船艦數は軍艦七十一隻、六十六萬餘噸、驅逐艦百四隻、十二萬餘噸、潜水艦六十七隻、七萬餘噸を數へる。尙ほ國民教育の根柢をつくる小學校の數は二萬五千六百餘校、その就學兒童數は九百八十八萬三千餘人に上り、學齡兒童の就學率は、九九・四八の好成績を示してゐること、頗る人意を強うするに足りる。

世界の縮小

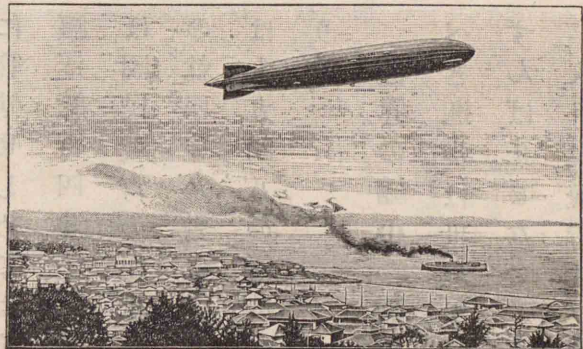
世界の縮小

國力の内に充實するに當り、交通通信機關の驚くべき進歩は、世界を縮小せしめ、われ等をして奮然として起たしめ、ずんば止まない。最近の狀況についてこれを見れば、先づ昭和四年八月、大飛行船ツェッペリン號は、獨逸を發して、露西亞・シベリヤの大空を征服し、悠々として北海道より南下し、航空日程僅に五日間にして、東京を訪問し、霞ヶ浦の海軍飛行場に停留した。そして間

二五八九年

ツェッペリン飛行船の空界征服

無線電話の發達



號ンリベツツるす翔飛を上灣京東

もなく、再び飛揚し、漫々たる太平洋の空を横斷して米國に飛び去つたので、全世界は驚異と賞讃との眼を見はつて深い感動を受けた。無線電話の發達は近來特に著しく、ロンドン會議の最中、若槻全權委員の放送された演説は、わが國で聴取せられ、その條約の御批准後、わが内閣總理大臣濱口雄幸が、わが國から放送した祝賀演説は、世界各國の都市で聴取せられた。爾來、無線電話による通信網は、文化の發達せる列國間にますます普及せられ、今日では國際間の放送聴取は、珍しいことではなくなつてしまつた。昭和六年十月、米國人操縱の飛行機が、わが國の海岸から出發して、米國まで、無着陸太平洋横斷飛行に

〔二五九一年〕
飛行機の太平洋無着陸横斷

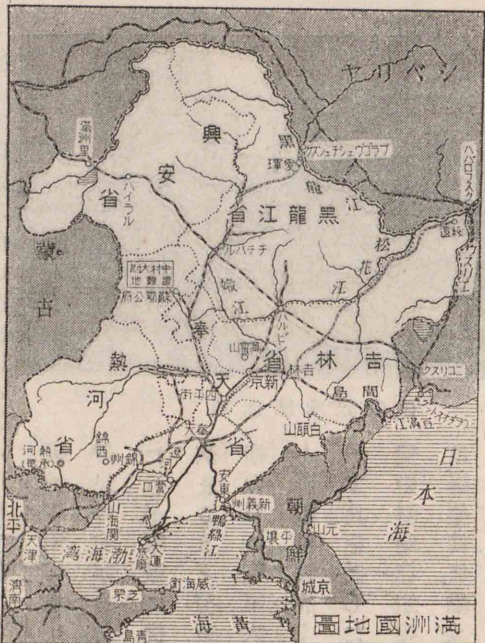
國際聯盟脫退

東亞の變化

〔二五九二年〕
滿洲事變

上海事變

滿洲國獨立



見事に成功したことも、人心に大きな感動を捲き起させた。このやうな有様で世界は日に月に縮小する觀あるに至つた。

國際聯盟脫退

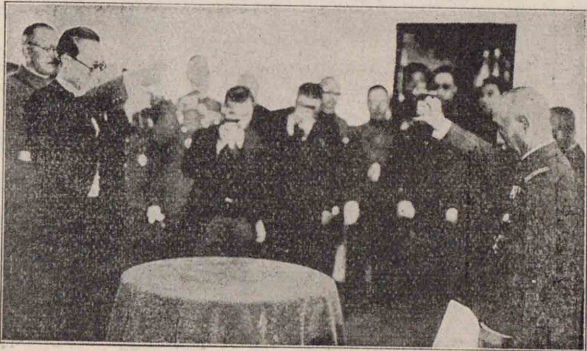
曩に世界大戰の終局において、國際聯盟の成立

するや、わが國は、その常任理事國となり、爾來、熱心に盡力してをつた。たまたま東亞の形勢に著しき變化が生じ、昭和六年秋、滿洲事變の勃發するあり、同年春、上海事變の起るあり、同年三月、滿洲國の建設せらるるあり、同年九月、わが國は列國に先んじて滿洲國の獨立を承認し、相提携して東洋平和のために力を致すに至つた。

満洲事變

上海事變

満洲は従来結ばれたる多くの條約によつて、わが國の特殊權益の確立せるところであつた。然るに張學良等は、これを無視して、不法なる排日行動を重ねたから、わが國は自衛のために、これと争ふに至つた。これが満洲事變の起りである。



満洲國承認の日

満洲事變の最中、上海における支那の軍隊は、わが居留民の安寧を脅し、これを保護せんがために、上陸したわが軍隊に挑戦した。わが國は成るべく穩便に濟まさうと努めたが、その效を奏しなかつたので、自衛のため、陸軍大將白川義則を總司令官として出兵し、善戰健闘、能く敵を驅逐し、五月、停戰協定を結び、わが兵を撤した。これを上海事變といふ。この事變の際、廟巷鎮の攻撃において、忠勇なる三人の工兵は、爆薬筒に點火して敵の鐵條網に突き入れ、同時に爆死して、わが攻撃路を開き、爆彈三勇士と呼ばれ、大いに國民の士氣を鼓舞した。

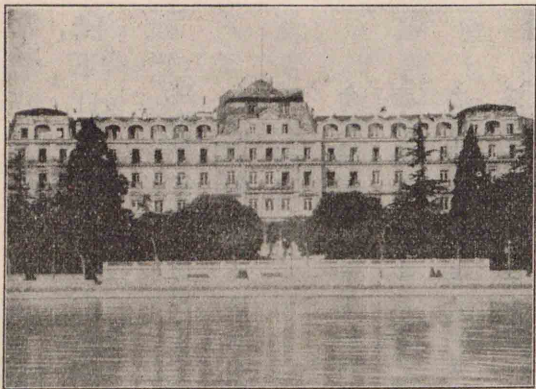
満洲の人民は、多年の惡政に堪へずして、獨立を希望し、舊清國の宣統帝溥儀^フを迎へて執政となし、満洲國を建設した。わが國はこれを援助し、先づその獨立を承認し、

満洲國建設

リットン報告

國際聯盟の認識不足

松岡洋右



國際聯盟本部

同盟を結んで、これと提携してゐる。

満洲事變の起るや、支那は國際聯盟の力を藉りて自己に有利な解決を得ようとし、わが國はこれに對し、飽くまで日支の直接交渉によつてこれを解決しようとする主張した。よつて聯盟は、特にリットン(Lytton)を委員長とする調査團を派遣して、満洲及び支那の狀況を調査報告せしめたが、その報告は多くの誤解を含み、到底わが國の容れ得るところのものでなかつた。これを

世にリットン報告といふ。

然るに國際聯盟は東洋の實情に暗く、事態に對する認識足らず、わが國と見解を異にすること多く、わが國が特に全權委員松岡洋右を派して、説明討議せしめたのに拘らず、その態度は、つひにわが東洋平和を念とする國是に一致するに至らなかつた。ここにおいてわが國は博大

一九三三年
聯盟脱退の
勅語

なる正義の念に基き、昭和八年三月、敢然として聯盟を脱退し、天皇陛下は左の勅語を賜つて臣民に諭さしめられた。

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ懌ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トスル所ナリ方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時難ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體シ文武

わが國の現状
自主的外交の
確立

二五九四年

滿洲帝國
財界の不況
思想界の混亂

皇室中心の國
家
強大なる同化
力
皇太子殿下の
御誕生

互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協贊邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

わが國の現状

かくしてわが自主的外交は確立し、わが國は、世界列國の視聽を一身に集めつゝ、堂々として重大非常時の難局に處し、毫も國是の動搖を見ず、昭和九年三月、滿洲國が帝制を布いて、¹⁹³⁴滿洲帝國となるや、ますますその健全なる發達を助けて、力を添へてゐる。さればたとへ財界は久しく不況の裡に沈み、思想界の混亂も亦忽になし難く、内外共に、波瀾萬丈の觀があつても、われ等は天皇、皇后兩陛下の御威徳を仰ぎたてまつり、踊躍してその御後に隨ひまゐらせ、皇室を戴くことによつて光輝を放てるわが國體を擁護し、強大なる同化力を有するわが國民性に信賴して、益々君國のために力を盡さうと思ふのである。殊に昭和八年十二月二十三

日皇太子殿下の御誕生を拜したてまつりて、われ等の歡喜は言語に絶するものがある。われ等は前途に輝かしき想望を仰ぎ、大地に足を踏みしめて力強く進行しようと思ふ。

子女
新體
國史
上級用終

年表

日

本

外

國

天皇

年號

紀元年數

重

要

事

項

西曆

事

項

慶應三

二五二七

正月天皇御踐祚。

十月徳川慶喜大政を奉還す。

十二月王政復古の大詔令發布、總裁・議定・參與の三職を置かる。

正月鳥羽伏見の戦。

三月天皇五條の御誓文を宣したまふ。

閏四月政府官制を改め、立法・司法・行政の三權を分立せしむ。

七月江戸を東京と改めらる。

八月天皇御即位。

九月明治と改元、一世一元の制を立てたまふ。會津若松城陥る。

十月奥羽平定。東京行幸。江戸城を東京城と改めらる。

十二月京都遷幸。皇后册立。

正月薩・長・土・肥四藩主連署して版籍奉還を奏請す。

三月東京行幸。東京奠都。

五月函館の戦争平定す。

六月朝廷版籍奉還の請を許し、公卿諸侯の稱を廢して華族となす。

七月政府大寶令に準じて官制を改む。開拓使置かる。

八月政府蝦夷島を北海道と稱す。

十月皇后東京に行啓あらせらる。

十二月東京・横濱間の電信開通す。

五月黒田清隆北海道開拓次官に任ぜらる。

閏十月政府公使を英・佛・普・米四國に駐劄せしむ。

十二月新律綱領頒たる。

正月東京・京都及び大阪間に郵便制を實施せらる。

七月廢藩置縣。清國との修好通商條約成る。

八月散髮・脱刀を許さる。

十月特派全權大使岩倉具視の一行歐米諸國に派遣せらる。

十一月琉球の民臺灣に漂著して蕃民に殺さる。

二月東京・横濱間の鐵道開通す。兵部省廢せられ陸軍省・海軍省を置かる。

八月學制頒布せらる。

九月琉球藩置かる。

十一月曆制改定せらる。禮服の制定まる。

一月太陽曆實施せらる。祝祭日定まる。徴兵令發布せらる。

六月改定律例を發布す。

九月岩倉大使の一行歸朝す。

十月征韓の議敗る。西郷隆盛以下多く辭職す。

一月板垣退助等民選議院設立の建白をたてまつる。

二月佐賀の亂。

四月政府西郷従道等に臺灣の征討を命ず。

八月政府大久保利通を清國に遣はして臺灣事件につき談判せしむ。

四月元老院及び大審院設けらる。

五月千島と樺太との交換成る。

六月始めて地方官會議開かる。

明

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

一八七三

露西亞キワ汗國を降す。

一八七〇

普魯西・佛蘭西の戦役起る。

一八七一

露西亞伊犁を占領す。獨逸の統一成る。

同	八	二五三五	四月元老院及び大審院設けらる。
同			五月千島と樺太との交換成る。
同			六月始めて地方官會議開かる。
同			九月江華島事件。
同	九	二五三六	二月朝鮮との修好條約成る。
同			十月熊本神風連の亂。秋月の亂。萩の亂。
同			二月西南の役起る。
同	一〇	二五三七	三月萬國郵便聯合條約に加盟す。
同			九月西南の役平定す。
同			三月始めて府縣會を開かる。
同			四月琉球藩廢せられ沖繩縣置かる。
同			八月三十一日大正天皇御降誕あらせらる。
同			十月萬國電信聯合に加はる。
同			四月板垣退助等の率ある愛國社員國會開設請願書をたてまつる
同	一三	二五四〇	七月刑法、治罪法公布せらる。
同			十月明治二十三年國會開設の詔下る。
同	一四	二五四一	二月開拓使廢せられ、函館、札幌、根室の三縣を置かる。
同	一五	二五四二	七月朝鮮京城の變。
同			八月濟物浦條約成る。
同			三月制度取調局設けらる。
同	一六	二五四三	十二月京城の變。
同	一七	二五四四	一月京城條約成る。
同	一八	二五四五	四月天津條約成る。
同			十二月内閣の官制を定めらる。
同	一九	二五四六	一月北海道の三縣廢せられ、北海道廳置かる。
同	二〇	二五四七	七月政府條約改正を中止す。
同	二一	二五四八	四月市制町村制發布せらる。樞密院設けらる。
同	二二	二五四九	二月十一日帝國憲法發布せらる。
同			七月東京、京都間鐵道開通す。
同			十月政府また條約改正を中止す。
同			十一月三日大正天皇立太子の式を擧げらる。
同	二三	二五五〇	二月裁判所構成法公布せらる。
同			四月民事訴訟法公布せらる。
同			十月刑事訴訟法公布せらる。同三十日教育に關する勅語下る。
同			十一月二十五日第一回帝國議會召集せらる。
同			この年朝鮮の官吏わが國に米穀を輸出することを禁ず。
同			四月府縣制郡制實施せらる。
同	二四	二五五一	五月朝鮮に東學黨の亂起る。
同	二六	二五五三	七月日英改正條約成る(他の諸國との改正條約も相ついで成る)
同	二七	二五五四	豐島沖の戰。
同			八月清國に對し宣戰の大詔を煥發せらる。
同			九月天皇大本營を廣島に進めたまふ。平壤陷落。黃海の戰。
同			十一月旅順陷落
同	二八	二五五五	二月威海衛占領。清國北洋艦隊降る。
同			三月牛莊、營口、田庄臺、澎湖島等の占領。
同			四月下關條約締結せられ、清國との和議成る。
同			五月遼東半島還付の詔を發せらる。
同	二九	二五五六	春、臺灣ほぼ平定す。
同	三〇	二五五七	四月日露協商成る。
同	三一	二五五八	六月民法實施せらる。
同			六月商法實施せらる。
同	三二	二五五九	九月北清事變講和條約成る。
同			一月日英同盟成る。
同	三五	二五六二	四月露西亞清國に對し滿洲還付を約す。
同	三六	二五六三	八月露西亞の兵韓國の北境に入る。
同	三七	二五六四	二月露西亞との國交斷絶す。旅順及び仁川の海戰。宣戰の大詔

一八七七 英吉利王印度皇帝と稱す。露土戰役起る。

一八八一 伊豫問題解決。
一八八二 英吉利エジプトを保護國とす。

一八八三 佛蘭西越南を保護國とす。
一八八四 清佛戰爭。

一八八六 英吉利緬甸を取
一八八七 英吉利、露西亞とアフガニスタンの方面の境界を定む。

一八九一 露西亞、佛蘭西と同盟す。
一八九三 佛蘭西、暹羅のメコン河畔の地を取る。

一八九五 英吉利、露西亞とバミルの境界を定む。

一八九七 ギリシャ、土耳其と戦ふ。
一八九八 朝鮮國號を韓と改む。清國より膠州灣を租借す。獨逸清國より膠州灣を租借す。清國福建省を他に割讓せざることをわが國に約す。英吉利清國より威海衛を租借す。露西亞關東州を租借す。露西亞より威衛を租借す。

露西亞關東州を租借す。露西亞より威衛を租借す。

昭和八年九月廿五日
昭和九年三月十七日
昭正發行

著作權所有



不許複製

子女新體國史上級用
定價金七拾錢

著者 中村孝也

發行者 株式會社帝國書院

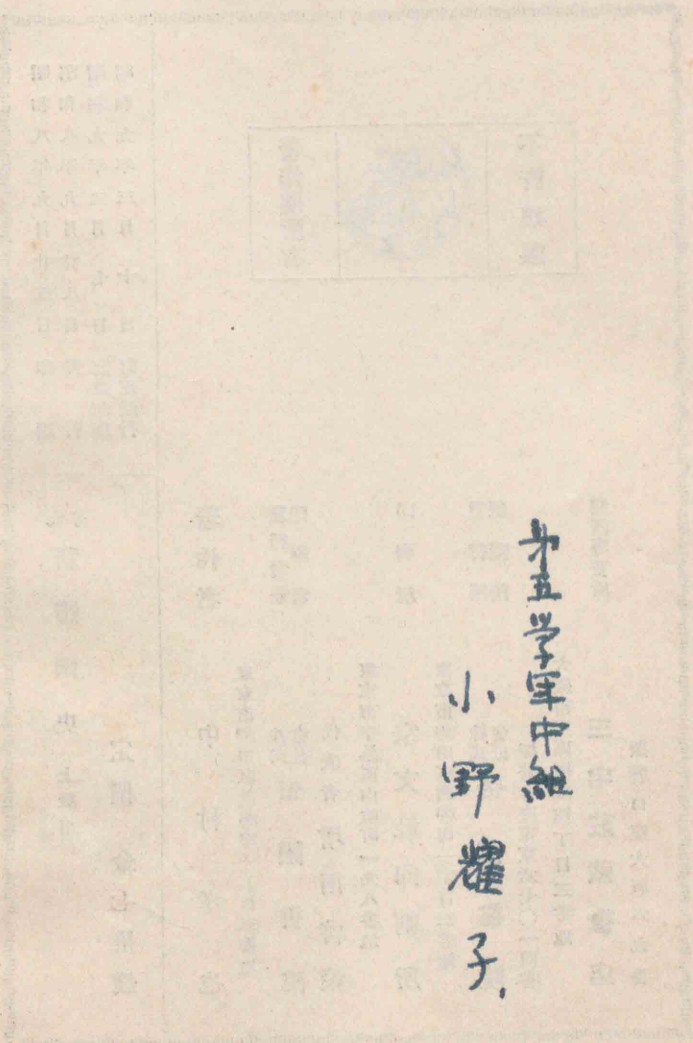
印刷所 東京市牛込區山吹町一九八番地 宗文社印刷所

發行所 東京市神田區西神田一丁目三番地 株式會社帝國書院

關西販賣所 大阪市東區橫堀四丁目三番地 三宅莊藏書店

振替口座大阪六九番

十五号年中
小野耀子



文庫

34

228

広島大学図書

2000073228

